

第2期山都町

子ども・子育て支援事業計画



2020-2024
令和 2-6 年度

熊本県山都町

町長あいさつ

近年、全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、現在の社会基盤が維持できないおそれがあることが懸念されています。

このことは、わが国の将来にとって大きな問題となりつつあり、少子化対策への取り組みは喫緊の課題となってきました。



国においては、子育て世帯への対応について、子育て支援を社会保障の一つとして位置づけて、重点的な取り組みを推進していく必要があると考え、新たな制度の構築を打ち出してきたところであります。

このような背景から、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子育て関連 3 法が成立し、本町は保育所など教育・保育施設の利用支援や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の実施など、今日まで子育て支援施策の推進に取り組んで参りました。

さらに、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

今般、これまでの成果や方針を継承しつつ、制度に対応し、新たなステップとして「豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で子どもの夢ふくらむまち 山都町」を基本理念に、「第 2 期山都町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に盛り込まれた施策を具現化すべく、住民の皆様のご協力をいただきながら子育て支援を推進して参ります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました皆様をはじめ、関係機関の皆様、ならびに「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」や「パブリックコメント」等を通じて貴重なご意見、ご提言を賜りました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

山都町長 梅田 穰

(目次)

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置付け	5
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	6

第2章 山都町の子ども・子育てを取り巻く状況

1	統計的な状況	10
2	子育て環境の状況	19
3	子ども子育て支援事業ニーズ調査結果	25
4	取組むべき課題	31

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	36
2	基本的視点	37
3	基本目標	39
4	施策の体系	40

第4章 主要事業の「量の見込み」と確保方策

1	子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について	42
2	教育・保育の提供区域の設定	44
3	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	45
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	48
5	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	58
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	58
7	その他推進方策	59
8	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について	60

第5章 次世代育成支援行動計画

1	第2期次世代育成支援行動計画の進捗評価	64
2	第3期次世代育成支援行動計画の施策の展開	73

第6章 山都町公立保育所の運営のあり方

1	公立保育所の運営の基本方針	96
2	公立保育所の役割・機能について	96
3	山都町公立保育所の現状と抱える課題	97
4	公立保育所の“適正配置”に関する方針	99
5	公立保育所の“質の向上”に関する方針	100

第7章 計画の推進と進行管理

1	計画内容の住民への周知	102
2	関係機関等との連携・協働	102
3	計画の推進管理	102

第8章 資料編

1	子ども・子育て会議条例	108
2	子ども・子育て会議委員名簿	109
3	用語解説	110

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。

このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭やメディア環境など、子どもと子育てを取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

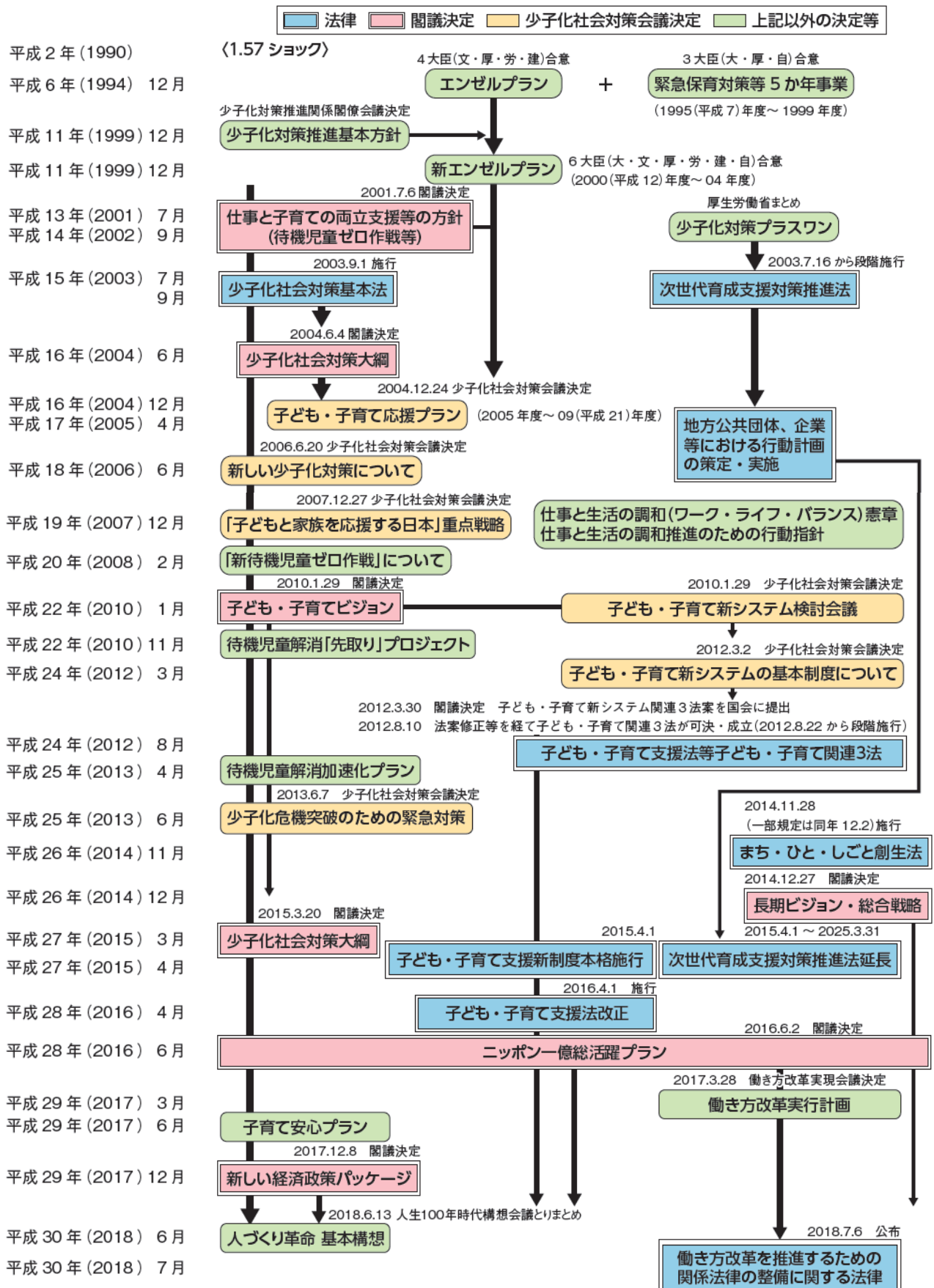
国においては、少子化に歯止めをかけ、次世代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、市町村が実施主体となり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設と、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指してきました。

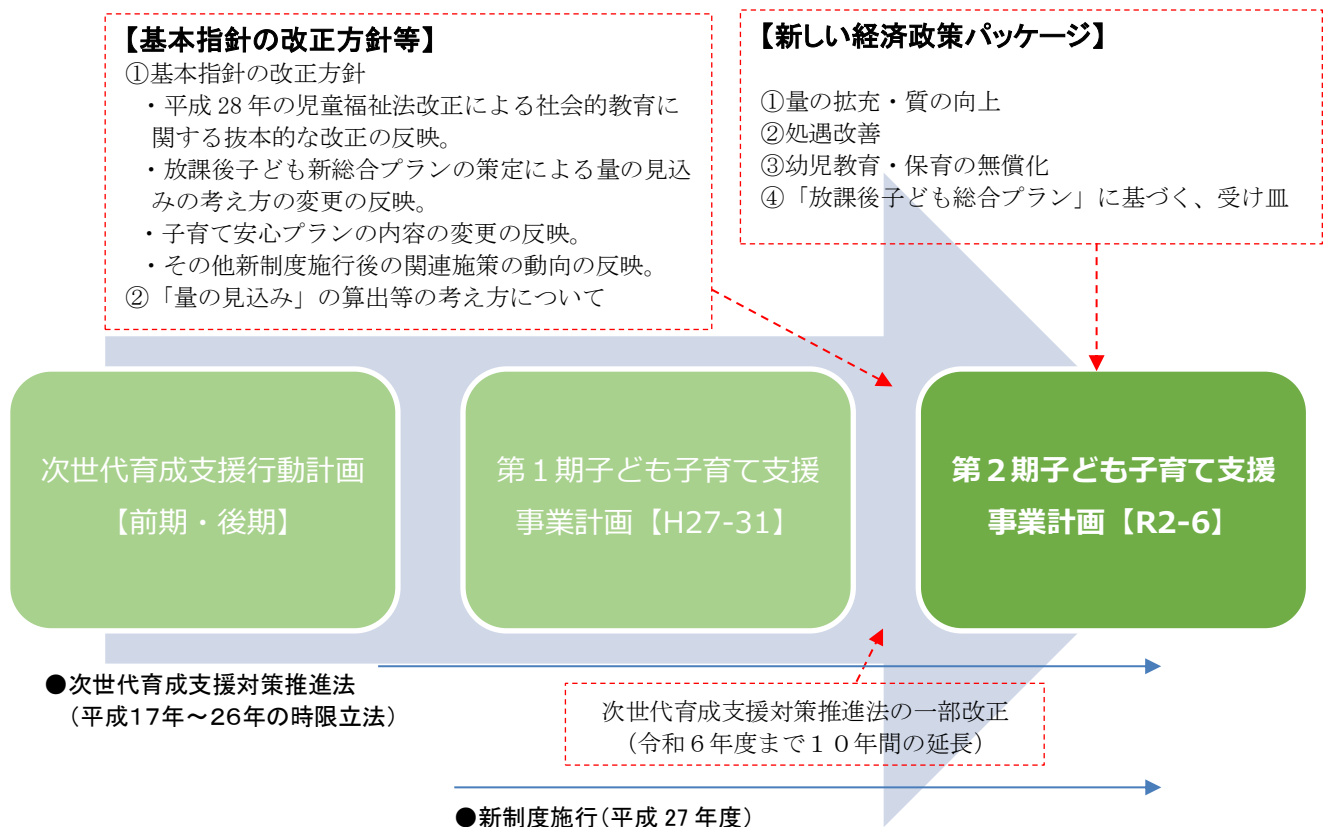
本町では、制度を踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成27年（2015年）3月に「山都町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。

近年においても、少子化の進行には未だ歯止めがかからず、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年（2019年）10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況の中、本町では、今般、第1期山都町子ども・子育て支援事業計画が令和元年度（2019年度）末で終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とした「第2期山都町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実に取り組みます。

【これまでの少子化対策】





子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

《子ども・子育て関連3法の主な内容》

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
4. 基礎自治体（市町村）が実施主体
5. 社会全体による費用負担
6. 政府の推進体制
7. 子ども・子育て会議の実施（市町村等は設置努力義務）

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「山都町総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

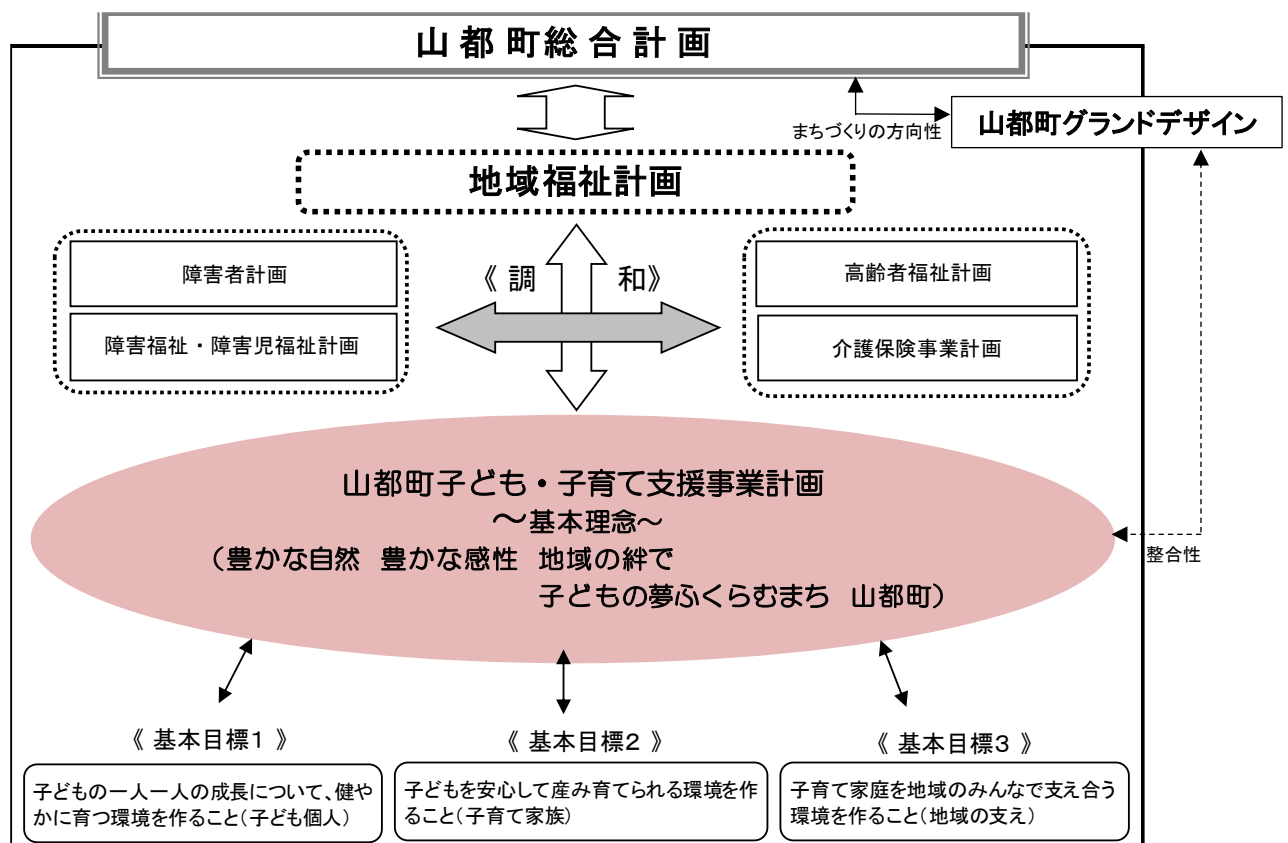
また、山都町次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度として令和6年度（2024年度）までの5箇年を対象期間とします。なお、計画期間の最終年度である令和6年度（2024年度）には、山都町を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
山都町 次世代育成支援対策行動計画					山都町 子ども・子育て支援事業計画					第2期山都町 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

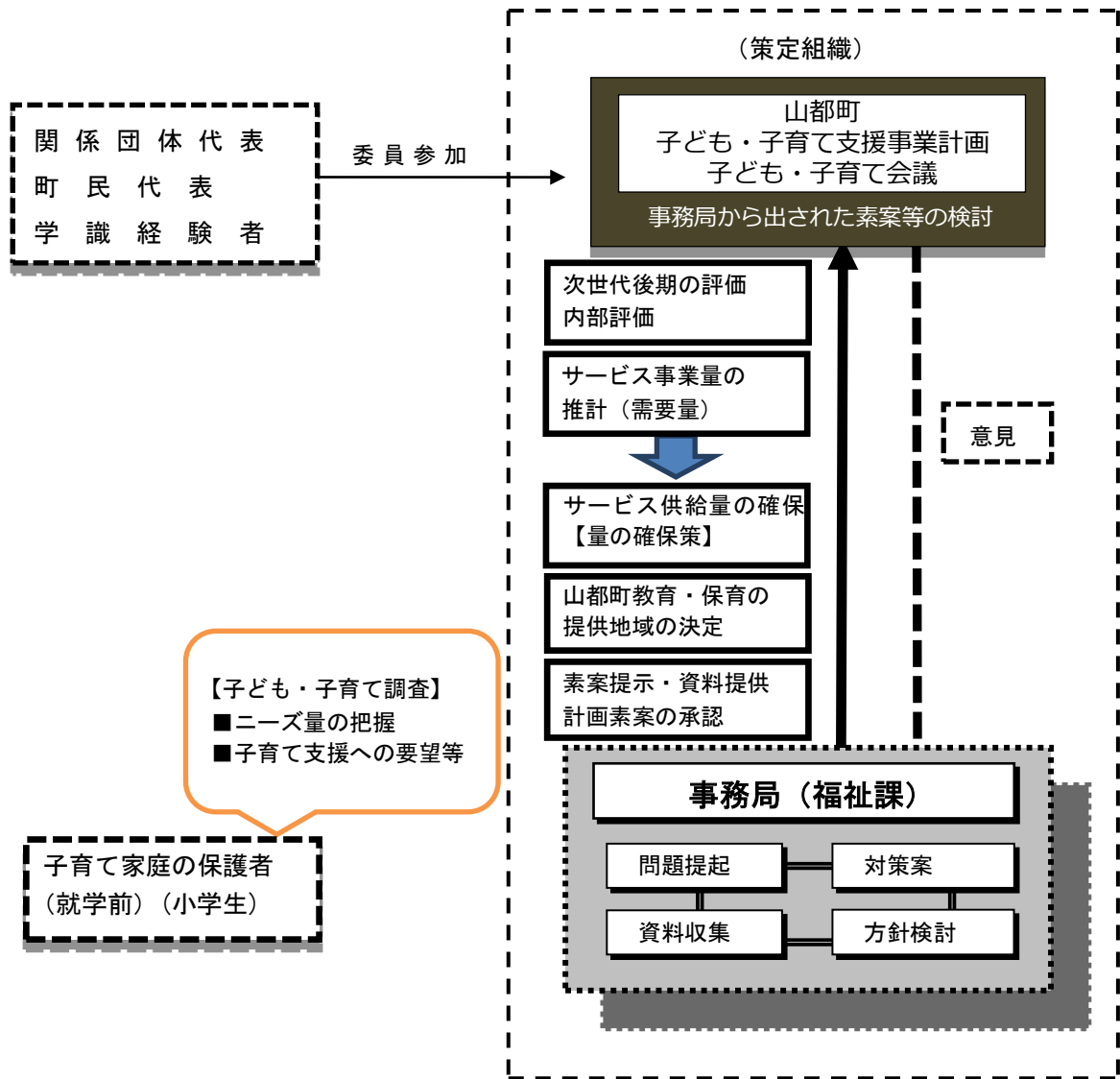
子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計4回の審議を行い、計画を策定しました。

第1回子ども・子育て会議	➤ 子ども子育て支援事業計画の概要 ➤ アンケート調査結果報告 ➤ 山都町の子ども子育てを取り巻く現状について ➤ 教育・保育の量の見込みについて ➤ 今後のスケジュールについて
第2回子ども・子育て会議	➤ 第1期計画の進捗評価について ➤ 地域子ども・子育て支援事業の現状と見込みについて ➤ 計画骨子について
第3回子ども・子育て会議	➤ 子どもの遊び場について ➤ 計画素案について
第4回子ども・子育て会議	➤ パブリックコメントについて ➤ 計画原案について

■ 子ども・子育て支援事業計画策定等体制 ■



(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行ないました。



第 2 章 山都町の子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 山都町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

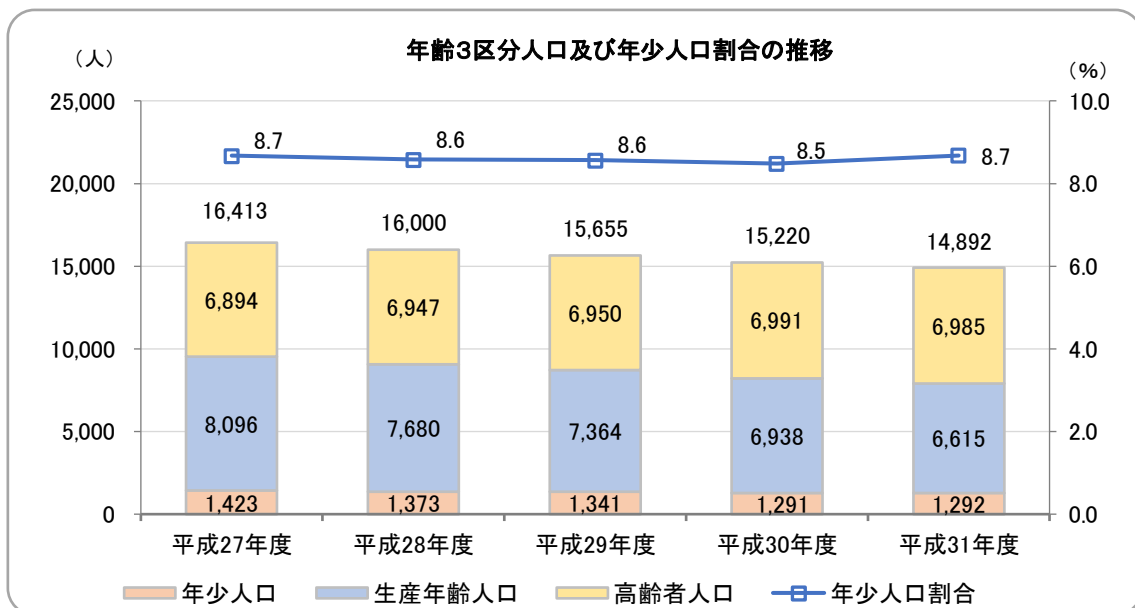
本町の総人口は、平成31年4月1日現在、14,892人で平成27年度の16,413人より1,521人の減少となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、1,292人で総人口の8.7%となっています。

また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、6,615人で44.4%、65歳以上の高齢者人口は6,985人で46.9%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、8%代と低く推移し、平成30年以降は、高齢者人口が生産年齢人口を逆転し、少子高齢化が進行しています。

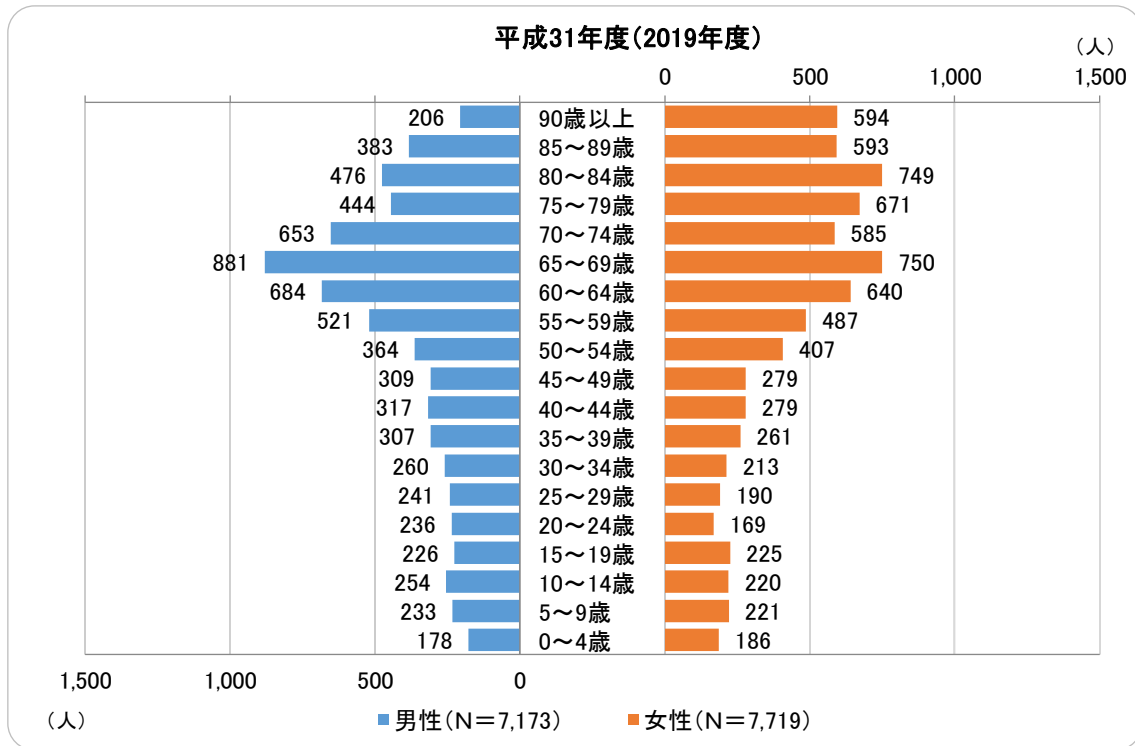
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総人口(人)	16,413	16,000	15,655	15,220	14,892
15歳未満 (年少人口)	1,423	1,373	1,341	1,291	1,292
	8.7%	8.6%	8.6%	8.5%	8.7%
15～64歳 (生産年齢人口)	8,096	7,680	7,364	6,938	6,615
	49.3%	48.0%	47.0%	45.6%	44.4%
65歳以上 (高齢者人口)	6,894	6,947	6,950	6,991	6,985
	42.0%	43.4%	44.4%	45.9%	46.9%

(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)



(2) 人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）

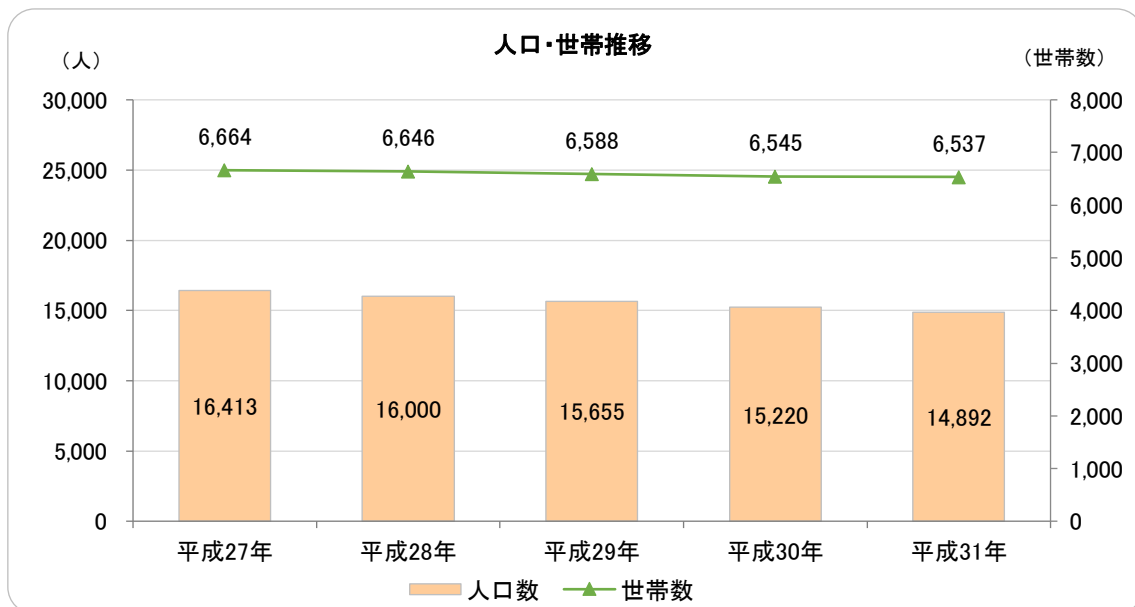
本町の平成31年4月1日現在の男女別・年齢階層別人口は、男性、女性ともに65～69歳が最も多く、年少人口が少ないことよりその形状は「つぼ型」になっています。



(資料：住民基本台帳 平成31年4月1日現在)

(3) 人口・世帯の推移

本町の平成31年4月1日現在の人口は14,892人、世帯数は6,537世帯と減少傾向で推移しています。

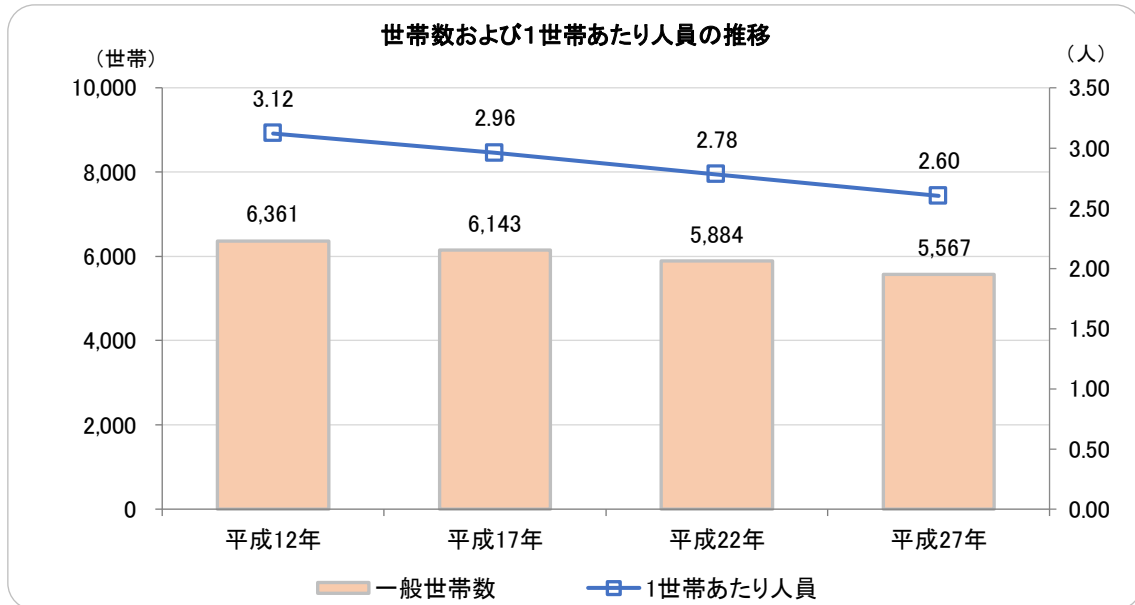


(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

(4) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成27年では5,567世帯で平成12年から794世帯の減少となっています。

また、1世帯あたり人員は平成12年以降減少傾向で推移しており、平成27年では2.60人となっています。



(資料：国勢調査)

(5) 世帯の家族類型

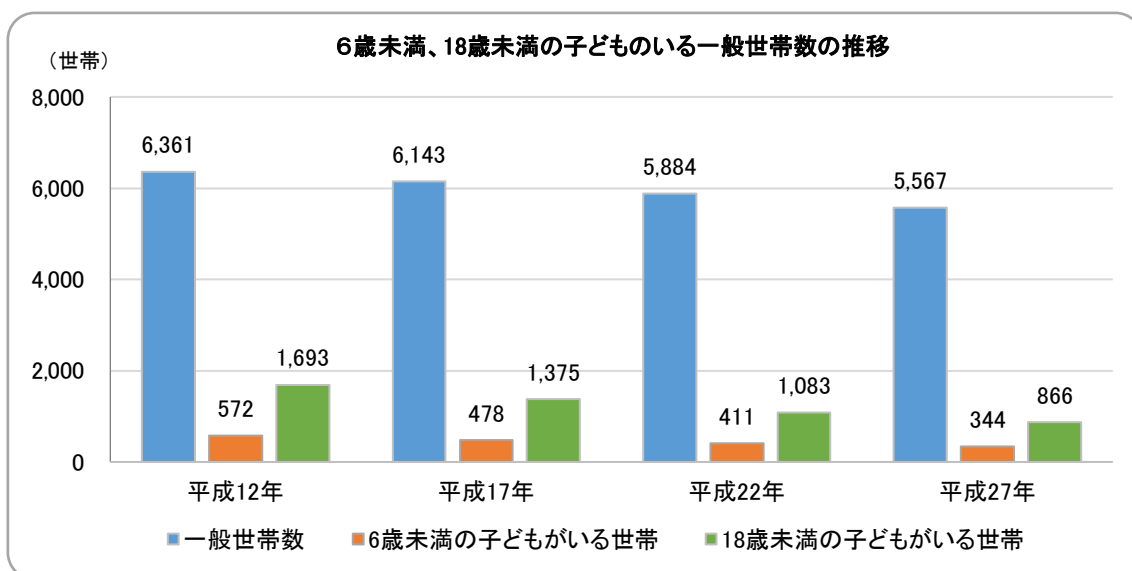
世帯の総数は、平成27年では5,567世帯で核家族世帯、その他の親族世帯は減少傾向にあります。特にその他の親族世帯は総数に対して1割減少しています。一方、単独世帯は増加傾向にあります。ひとり親家庭の状況は、母子世帯、父子世帯とも減少傾向となっています。

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	6,361	6,143	5,884	5,567
A 親族世帯	5,099	4,839	4,517	4,106
I 核家族世帯	2,841	2,783	2,771	2,664
(1) 夫婦のみ	1,499	1,429	1,391	1,402
(2) 夫婦と子ども	948	878	885	797
(3) 男親と子ども	75	83	93	88
(4) 女親と子ども	319	393	402	377
II その他の親族世帯	2,258	2,056	1,746	1,442
B 非親族世帯	8	9	37	25
C 単独世帯	1,254	1,295	1,330	1,436
母子世帯(再掲)	49	62	44	36
父子世帯(再掲)	12	11	5	4

(資料：国勢調査)

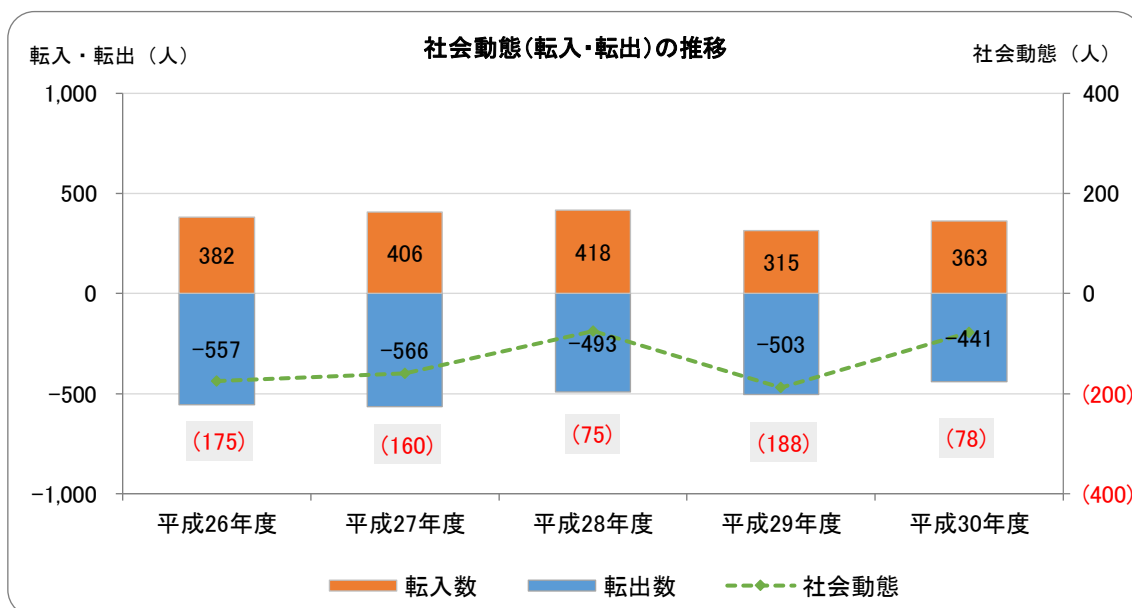
(6) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では344世帯で平成12年から228世帯の減少となっています。18歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では866世帯で平成12年から827世帯の減少で約半分となっています。



(7) 転出数・転入数の推移

転出数・転入数は、転出数が転入数を上回る状況で推移し、平成30年度は転入数363人、転出数441人となり転出数が78人上回っています。

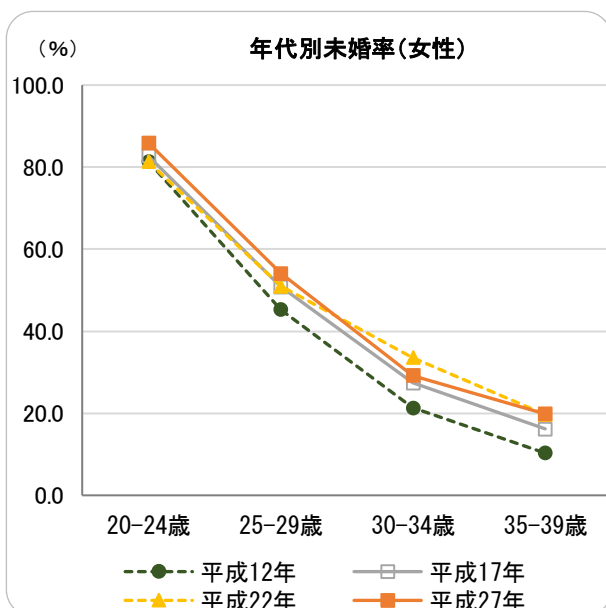
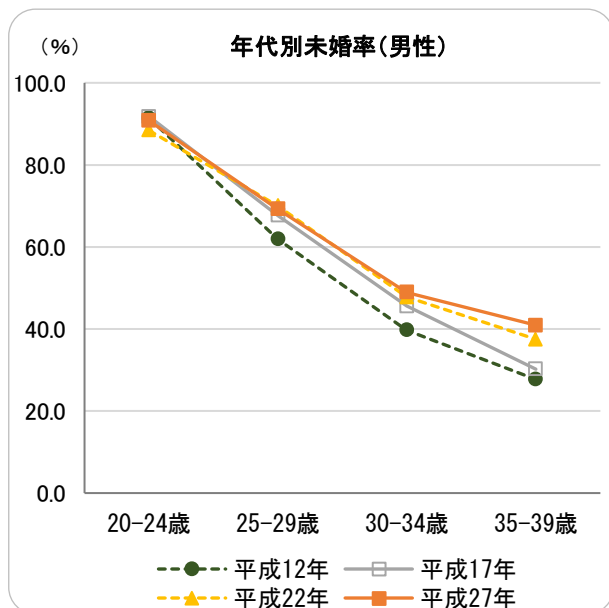
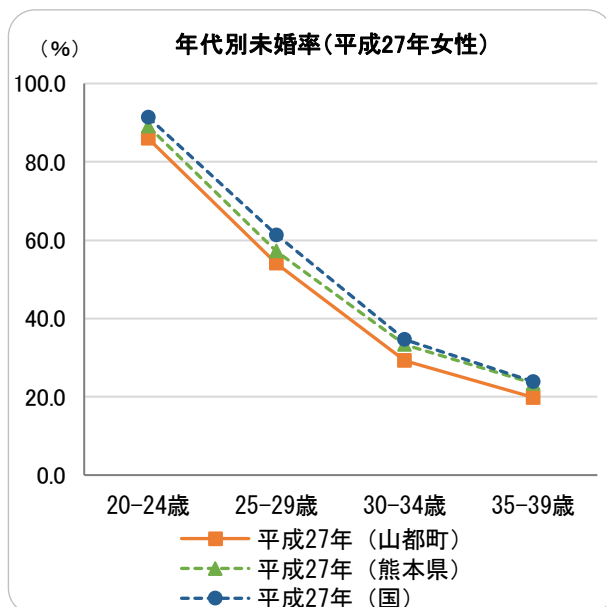
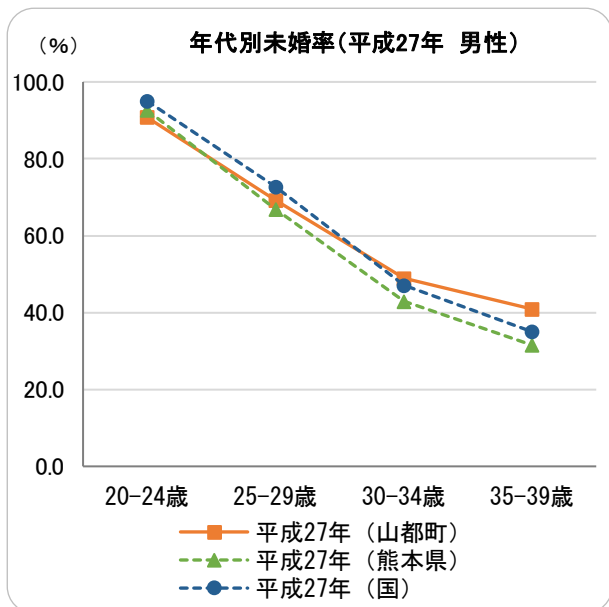


(8) 男女別・20～30代未婚率の推移

20～30代の未婚率の推移は、男性は20～24歳は熊本県、国より下回り、30代は熊本県、国より上回っています。女性は20～30代では熊本県、国より下回っています。また、30～34歳の女性では平成22年より平成27年が4ポイント以上減少しています。

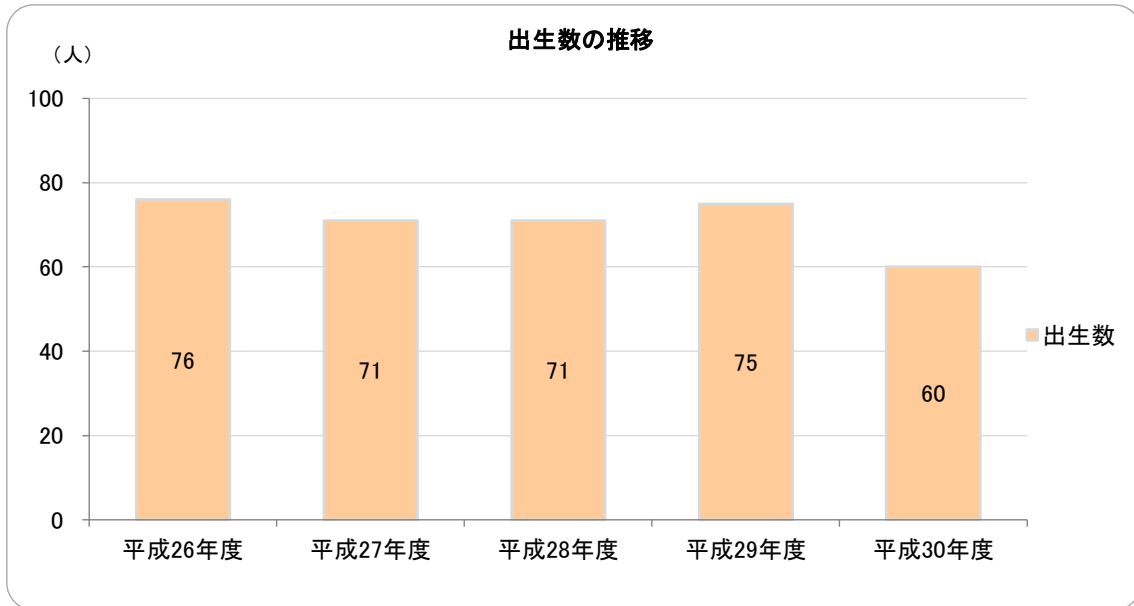
区分	男性				女性			
	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
平成12年	91.4	61.9	39.7	27.7	81.4	45.3	21.3	10.3
平成17年	91.8	67.7	45.6	30.2	82.7	50.8	27.4	16.2
平成22年	88.4	70.0	47.8	37.5	81.3	51.0	33.6	19.7
平成27年	90.8	69.2	48.9	40.9	85.9	54.1	29.2	19.8
平成27年(熊本県)	92.6	66.9	42.9	31.6	89.0	57.2	33.3	23.4
平成27年(国)	95.0	72.7	47.1	35.0	91.4	61.3	34.6	23.9

(資料：国勢調査)



(9) 出生数の推移

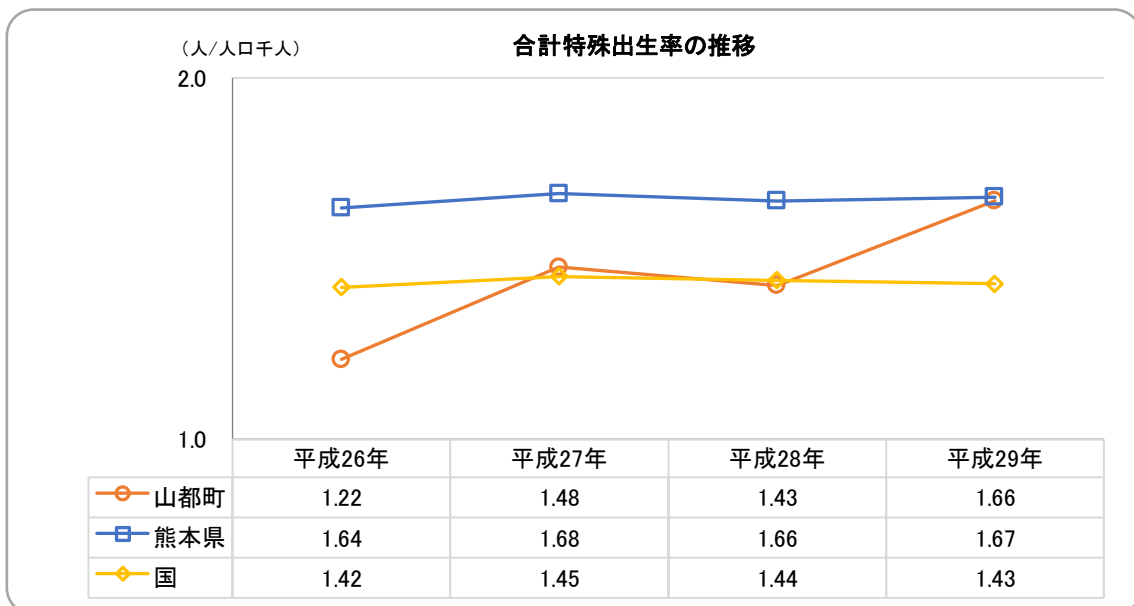
出生数は、増減を繰り返しながら推移していますが、平成30年度では60人となり平成26年度より16人の減少となっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

(10) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成26年では1.22でしたが、平成29年では1.66と増加傾向にあります。熊本県より低く推移していましたが、平成29年には同等となっています。



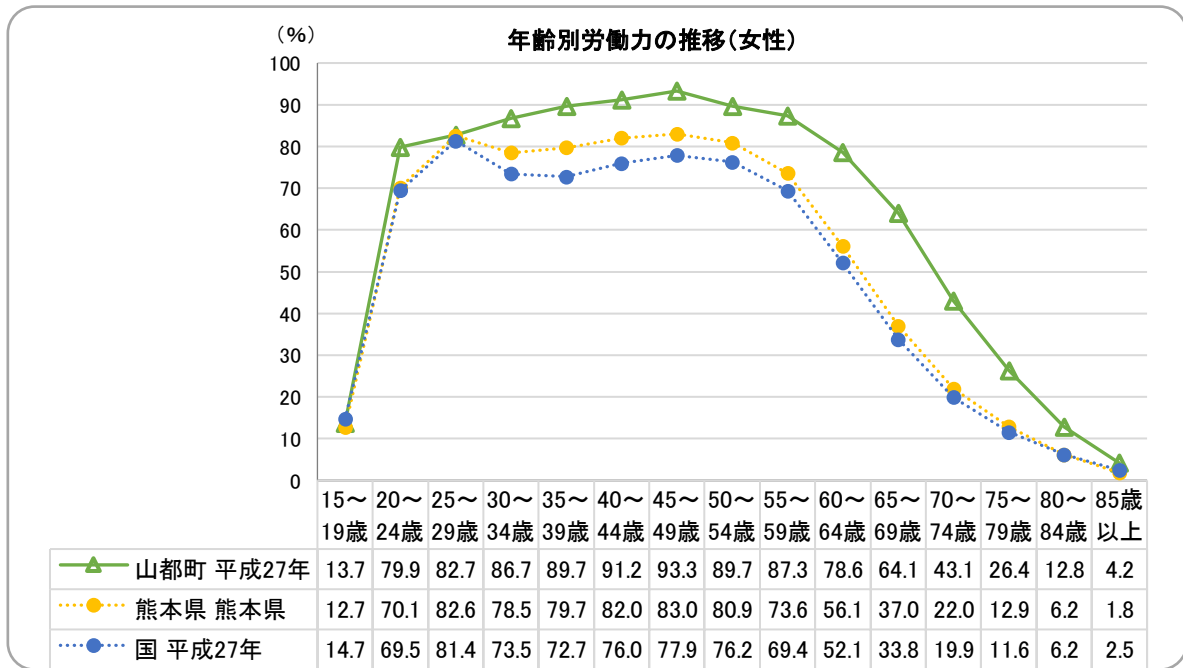
(資料：人口動態統計)

※合計特殊出生率

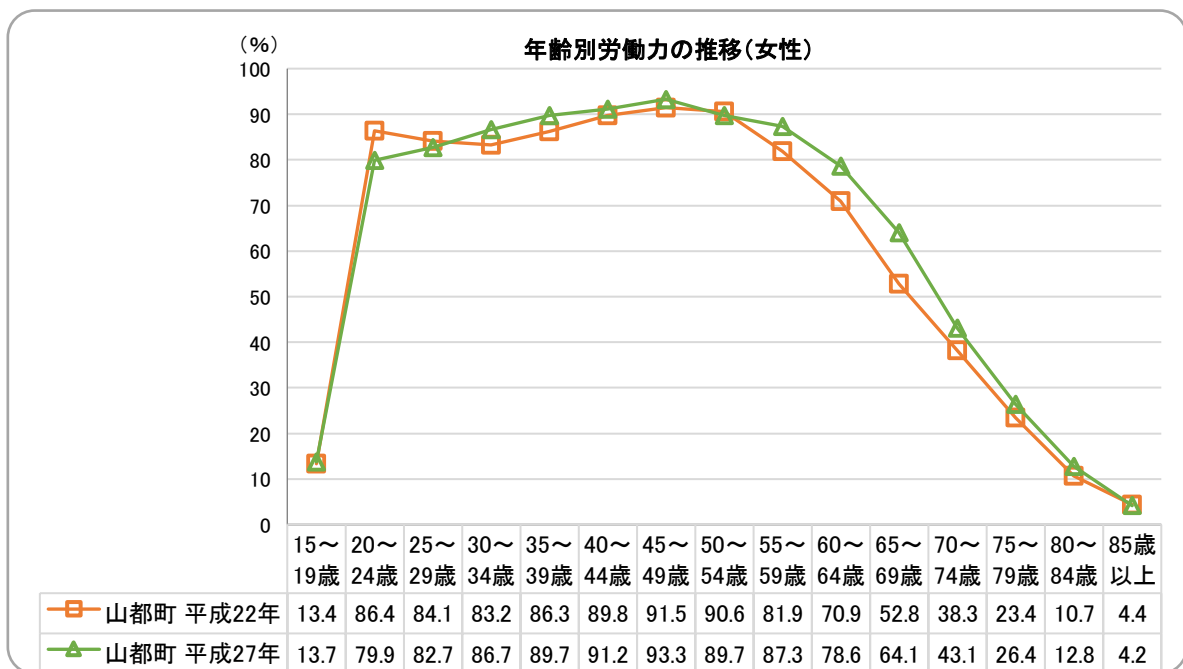
人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示します。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができます。

(11) 女性の年齢階層別労働人口

平成27年の女性の年齢別労働力は、20歳以上は熊本県、国より上回っています。また熊本県、国が30歳代を底とするM字カーブとなっている中、増加傾向にあり特に40歳代は90%以上と高くなっています。平成22年と比較すると上昇し、55～74歳では5ポイント以上増加しています。



(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

(12) 就学援助の状況

平成30年度の就学援助の状況は、小学校の就学援助51人、認定率8.7%、支給総額3,069,397円、中学校の就学援助35人、認定率13.0%、支給総額3,335,060円となっています。人数、認定率、支給総額ともに増減を繰り返していますが、平成30年度小学校は減少、中学校は増加となっています。

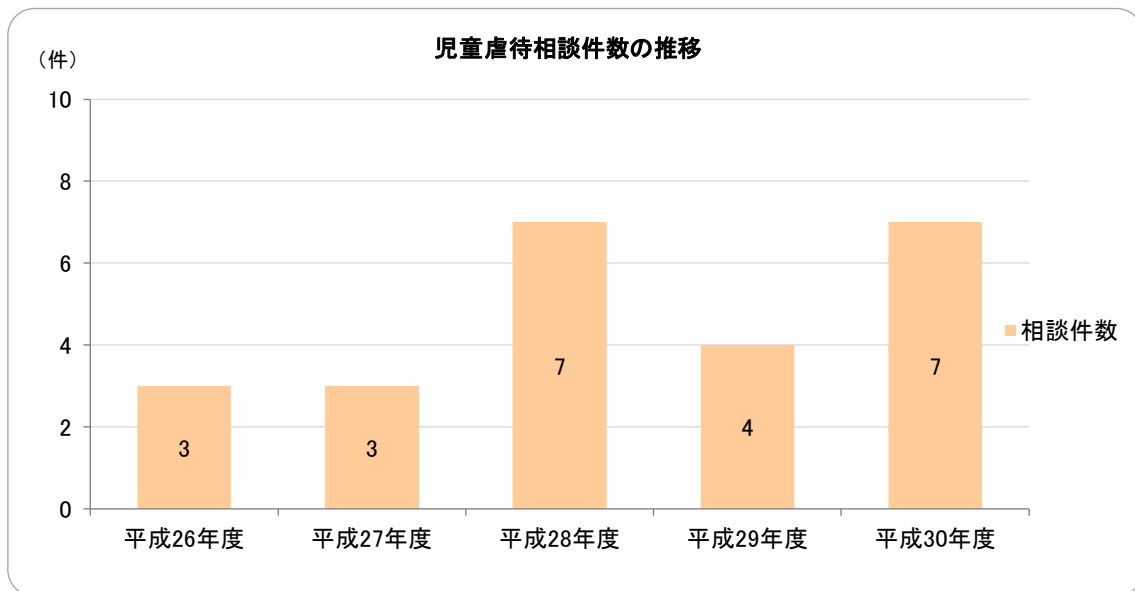
就学援助の状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	人数(人)	52	58	48	51	51
	認定率(%)	8.8	10.0	8.4	7.5	8.7
	支給総額(円)	3,175,676	3,753,133	2,999,110	3,069,397	3,069,397
中学校	人数(人)	34	41	37	42	35
	認定率(%)	10.5	13.7	12.7	11.9	13.0
	支給総額(円)	3,302,211	3,802,600	3,671,580	3,482,620	3,335,060

(資料：学校教育課 各年3月31日現在)

(13) 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は、平成30年度は7件となっています。



(資料：福祉課 各年4月1日現在)

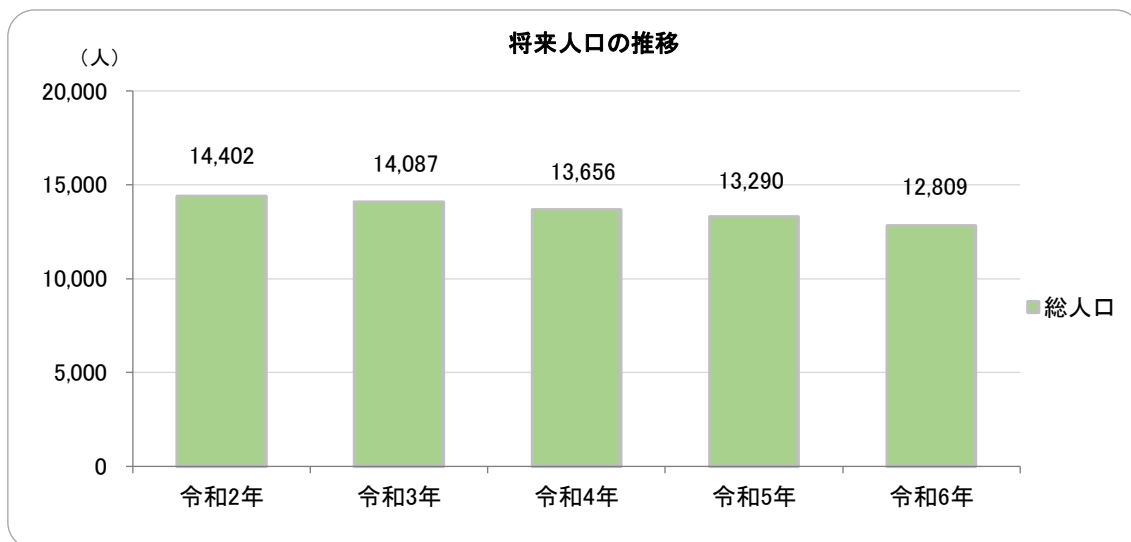
(14) 将来人口の推計

本町の総人口は、令和6年には12,809人と推計され減少傾向となっています。

乳幼児の人口についても、令和2年の405人から、計画の最終年度にあたる令和6年では336人となり、69人の減少と推計されます。

将来人口の推移

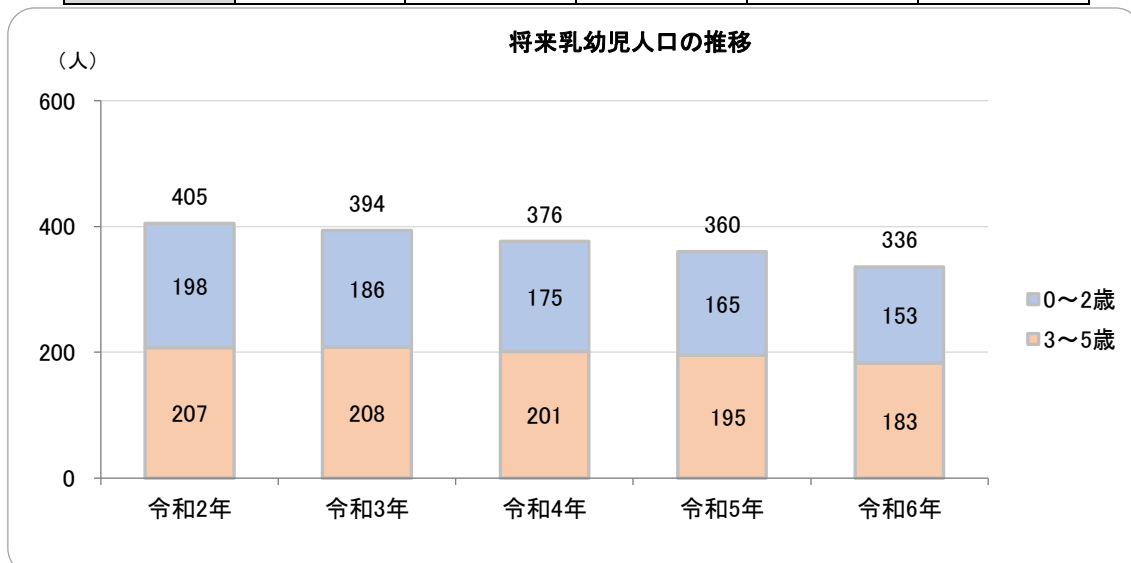
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	14,402	14,087	13,656	13,290	12,809



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出

将来乳幼児人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3～5歳	207	208	201	195	183
0～2歳	198	186	175	165	153
合計	405	394	376	360	336



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出

2 子育て環境の状況

(1) 保育所別入所状況

平成31年4月1日現在の各保育所の入所状況は、総定員は460人で入所児童数は372人となっています。

平成31年度の保育所入所状況 (人)

公立(町内)			私立(町内)			その他(町外)		
保育所	定員	入所児童	保育所	定員	入所児童	保育所	定員	入所児童
馬見原保育園	45	28	さくらんぼ愛園	50	49	高森保育園		1
二瀬本保育園	45	34	浜町乳児保育園	50	37	第一高千穂幼稚園		1
金内保育園	45	10	菅尾保育園(私立)	25	28	はちす保育園		2
大川保育園	45	41	御岳保育園	30	34			
山都みらい保育園	45	43	明光保育園	50	60			
小峰へき地保育所	30	4				合 計	460	372

(資料：福祉課 平成31年4月1日現在)

(2) 施設数および定員・入所(園)児童数の推移

公立の認可保育所の施設は、平成28年度以降減少となり、入所児童数も減少傾向にあります。私立の認可保育所は、1園増え入所児童数も増減しながらも増加傾向にあります。

施設数および定員・入所(園)児童数の推移 (か所、人)

区分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0-5 歳児人口(人)			562	524	500	475	449	456
保 育 所 児 童 数			459	431	414	377	367	372
認可保育所	公立	施設数	9	9	7	5	5	5
		定員	375	375	315	225	225	225
		入所児童数	266	242	201	187	175	156
	私立	施設数	4	4	5	5	5	5
		定員	145	160	175	175	175	205
		入所児童数	175	172	200	178	182	212
認可外保育 へき地保育 所		施設数	2	2	2	1	1	1
		定員	60	60	60	30	30	30
		入所児童数	18	17	13	12	10	4
認可外保育 施設事業所 内		施設数	1	1	1	1	1	1
幼稚園私立		施設数	0	0	0	0	0	0

(資料：福祉課 各年度4月1日現在)

(3) 保育所入所児童数の推移

保育所別の児童数は、平成 31 年 4 月現在 372 人で平成 27 年 431 人より 59 人の減少となっています。

保育入所児童数の推移

(人)

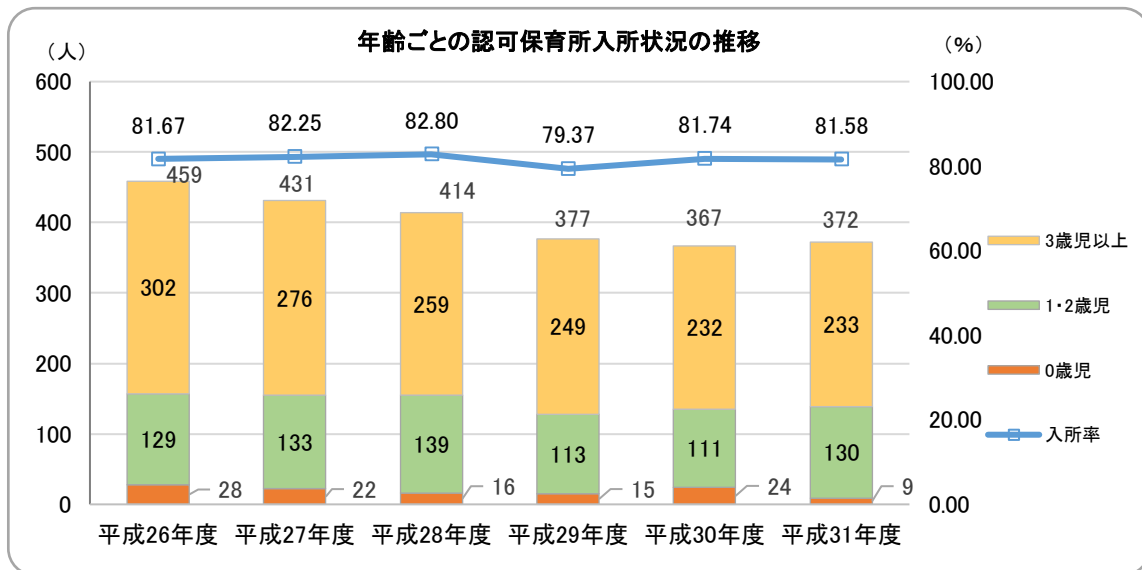
区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立	馬見原保育園	33	23	26	27	28
	二瀬本保育園	49	46	45	37	34
	菅尾保育園(公立)	15	-	-	-	-
	浜町保育園	12	14	-	-	-
	浜町第二保育園	18	14	-	-	-
	白糸保育園	13	-	-	-	-
	金内保育園	26	19	18	15	10
	同和保育園	29	38	-	-	-
	大川保育園	45	45	43	48	41
	山都みらい保育園	-	-	53	48	43
	御所へき地保育所	7	5	-	-	-
	小峰へき地保育所	10	8	12	10	4
私立	御岳保育園	27	28	19	18	34
	明光保育園	54	50	55	51	60
	さくらんぼ愛園	59	69	54	48	49
	浜町乳児保育園	30	26	22	36	37
	菅尾保育園(私立)※	-	23	24	26	28
その他	富慈園	2	2	2	0	0
	高森保育園	1	2	0	0	1
	甲佐保育園	1	0	0	0	0
	木の花幼保園	0	1	0	0	0
	第一高千穂幼稚園	0	1	1	1	1
	はちす保育園	0	0	2	2	2
	旭ヶ丘保育園	0	0	1	0	0
合 計		431	414	377	367	372

(資料：福祉課 各年度 4 月 1 日現在)

※平成 28 年度から私立保育園として開園

(4) 認可保育所の入所状況（年齢別）

認可保育所の入所状況は、いずれの年度も 80% 前後となっています。



認可保育所の入所状況（年齢別）

(人)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0歳児	児童総数	81	74	74	70	71	56
	入所児童数	28	22	16	15	24	9
	入所率	34.57	29.73	21.62	21.43	33.80	16.07
1歳児	児童総数	88	85	72	75	68	84
	入所児童数	58	65	57	51	48	67
	入所率	65.91	76.47	79.17	68.00	70.59	79.76
2歳児	児童総数	82	81	92	73	72	73
	入所児童数	71	68	82	62	63	63
	入所率	86.59	83.95	89.13	84.93	87.50	86.30
3歳児	児童総数	98	80	76	94	68	80
	入所児童数	91	77	73	90	65	73
	入所率	92.86	96.25	96.05	95.74	95.59	91.25
4歳児	児童総数	103	104	83	79	91	71
	入所児童数	102	101	83	76	90	69
	入所率	99.03	97.12	100.00	96.20	98.90	97.18
5歳児	児童総数	110	100	103	84	79	92
	入所児童数	109	98	103	83	77	91
	入所率	99.09	98.00	100.00	98.81	97.47	98.91
合計	児童総数	562	524	500	475	449	456
	入所児童数	459	431	414	377	367	372
	入所率	81.67	82.25	82.80	79.37	81.74	81.58

(資料：福祉課 各年度4月1日現在)

(5) 特別保育事業の実施状況

特別保育事業は、延長保育、乳児保育、一時保育、病児・病後児保育を実施しています。

特別保育等の実施状況 (か所)

区分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
延長保育	実施か所数	13	13	14	10	10	10
乳児保育	実施か所数	13	13	14	10	10	10
一時保育	実施か所数	9	9	7	5	5	5
特定保育	実施か所数	-	-	-	-	-	-
休日保育	実施か所数	-	-	-	-	-	-
病児・病後児保育	実施か所数	-	-	-	1	1	1
夜間保育	実施か所数	-	-	-	-	-	-
心身障がい児保育	実施か所数	-	-	-	-	-	-

(資料：福祉課 各年度 4 月 1 日現在)

(6) 認可外保育施設の入所児童数

認可外保育施設の入所児童数は、平成 31 年 4 月現在 4 人で減少傾向となっています。

認可外保育施設の入所児童数 (人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業所内	-	-	-	-	-	-
その他(へき地保育所)	18	17	13	12	10	4
合計	18	17	13	12	10	4

(資料：福祉課 各年度 4 月 1 日現在)

(7) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの状況は、平成 31 年 4 月現在依頼会員 6 人、提供会員 5 人、両方会員 1 人となっています。

ファミリー・サポート・センターの状況 (人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
依頼会員	4	6	5	4	6	6
提供会員	9	10	5	5	6	5
両方会員	6	2	2	1	1	1
活動件数	0	0	0	0	0	0

(資料：社会福祉協議会 各年度 4 月 1 日現在)

(8) 母子健康手帳交付数(人)

母子健康手帳交付数は、平成30年度は62人となっています。

母子健康手帳交付 (人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子健康手帳交付数	72	78	94	71	62

(資料：健康ほけん課 各年度3月31日現在)

(9) 乳幼児健康診査実施状況

乳幼児健康診査実施状況は、平成30年度は1歳6か月児の健康診査の受診率97.6%、2歳児健康診査の受診率100.0%、3歳児健康診査受診率98.7%となっています。

乳幼児健康診査実施状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1歳6か月児 健康診査	対象者(人)	88	86	65	70	82
	受診者(人)	79	80	63	70	80
	受診率(%)	89.8	93.0	96.9	100.0	97.6
むし歯有病率(%)		1.3	1.3	3.2	0.0	2.5
2歳児 健康診査	対象者(人)	85	98	74	74	64
	受診者(人)	81	88	65	70	64
	受診率(%)	95.3	89.8	87.8	94.6	100.0
むし歯有病率(%)		6.2	12.5	9.2	1.4	1.6
3歳児 健康診査	対象者(人)	102	73	110	71	79
	受診者(人)	95	66	102	68	78
	受診率(%)	93.1	90.4	92.7	95.8	98.7
むし歯有病率(%)		22.1	12.1	22.5	25.0	11.5

(資料：健康ほけん課 各年度3月31日現在)

(10) 放課後児童クラブの児童数の推移

放課後児童クラブの児童数は、平成31年4月1日現在214人と増加傾向にあります。

放課後児童クラブの児童数(1～6年)の推移 (人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
御岳小学校放課後児童クラブ	10	10	12	16	—
どんぐり楽校	21	25	26	25	19
中島小学校放課後児童クラブ	24	23	19	26	29
矢部小学校放課後児童クラブ	34	34	35	34	28
清和児童育成クラブ	45	54	58	49	52
蘇陽小学校学童保育キッズクラブ	20	20	13	23	24
放課後児童クラブ そよかぜ会	22	20	22	32	25
さくらんぼ愛園	—	—	—	—	37
合 計	176	186	185	205	214

(資料：福祉課 各年度4月1日現在)

(11) 児童館の総利用者数

児童館の総利用者数は、平成30年度は7,219人と減少傾向にあります。

児童館の総利用者数 (人)					
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
山都町中尾児童館	11,786	11,897	10,708	8,634	7,219

(資料：人権センター 各年度3月31日現在)

(12) 地域活動の状況

地域活動の状況は、子ども会は団体数、会員数が減少傾向にあります。

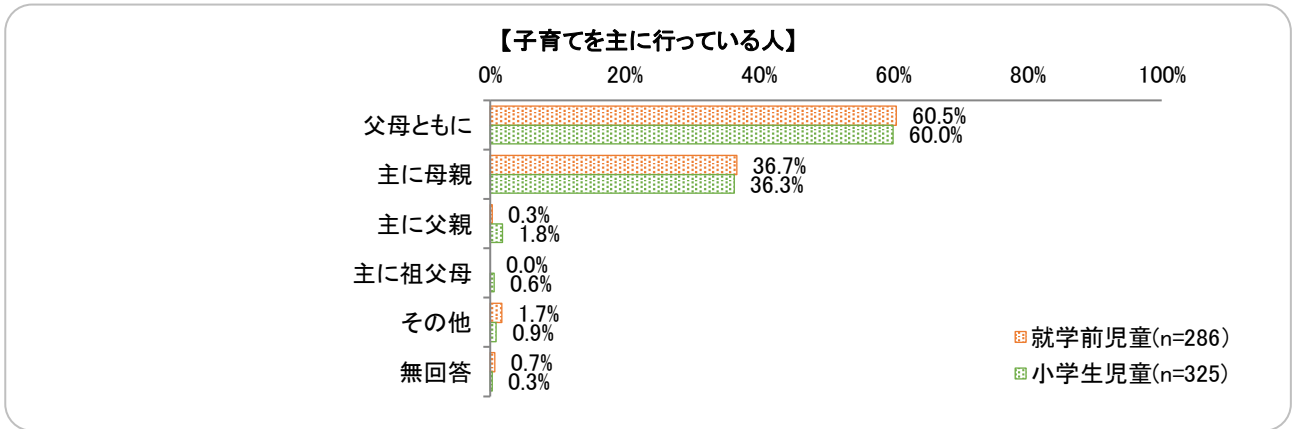
地域活動の状況 (団体、人)						
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども会	団体数	3	3	3	3	2
	会員数	41	39	40	39	33
スポーツ少年団	団体数	2	2	1	2	2
	会員数	29	29	15	46	32

(資料：生涯学習課 子ども会は各年度3月31日現在)

3 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果

(1) 子育てを主に行っている人について

子育て（教育を含む）を主に行っている方については、就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」が6割、「主に母親」が4割弱となっています。

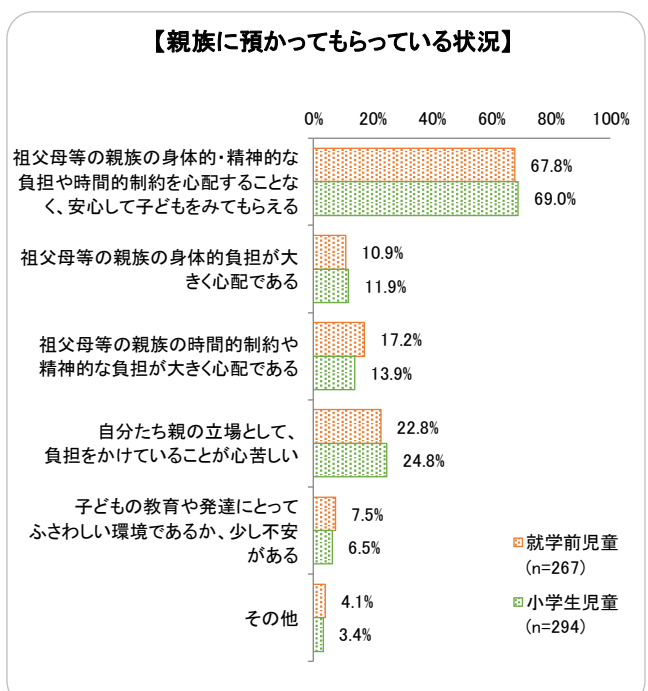
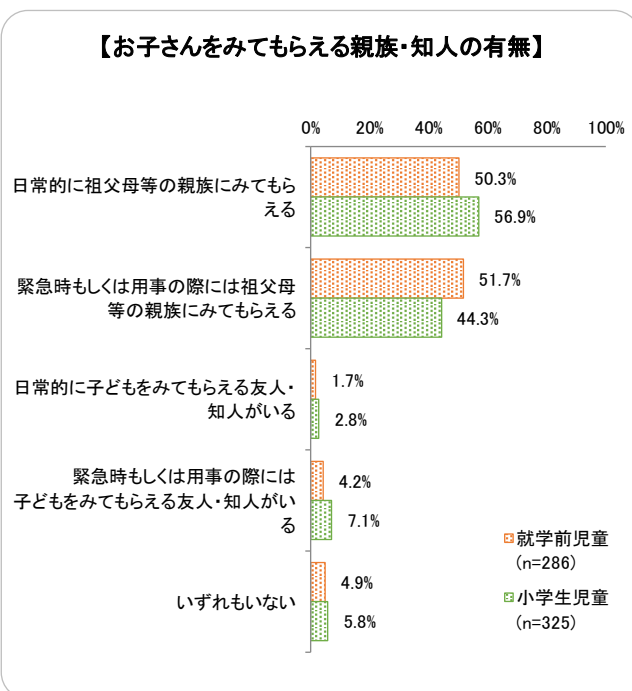


(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が、大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は5割以上、子どもをみてもらえない家庭は1割以下となっています。

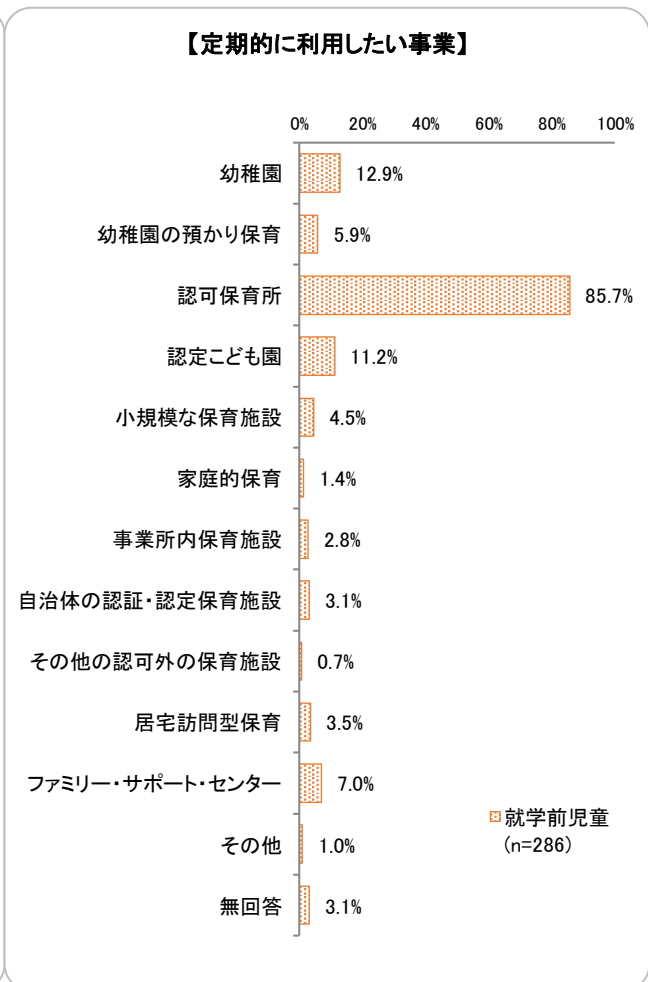
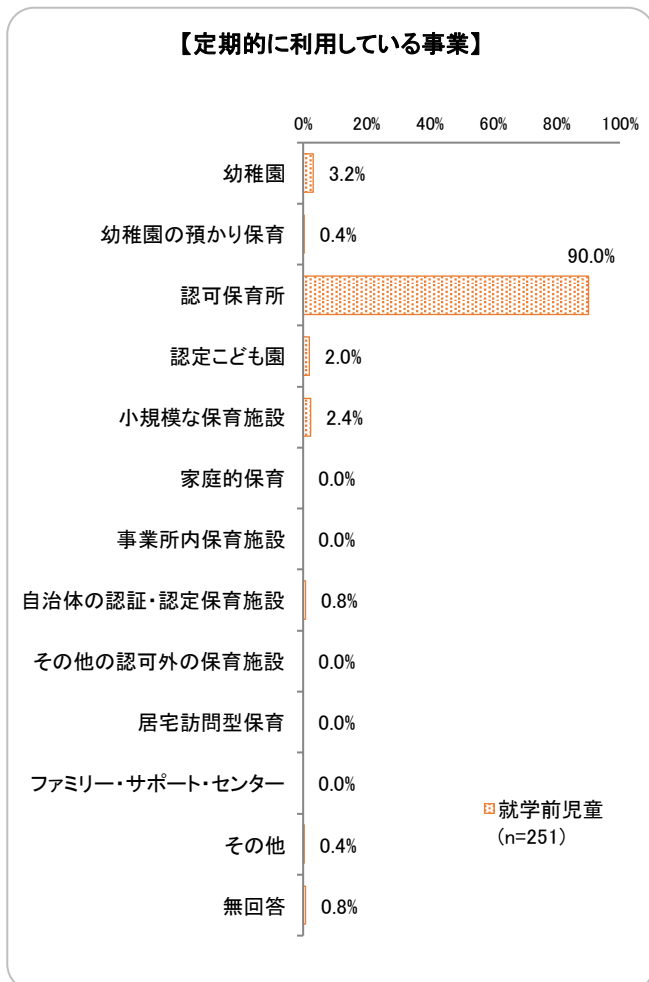
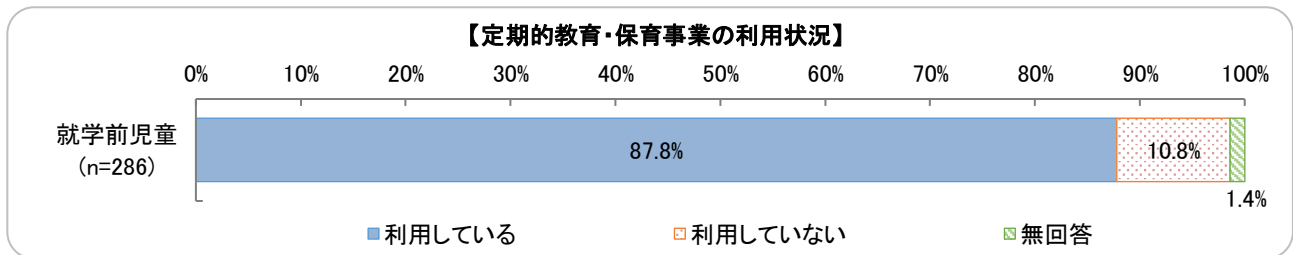
一方、祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が7割弱、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が2割強となっています。



（３）教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が9割弱となり、「認可保育園」（90.0%）、「幼稚園」（3.2%）の順となっています。

現在の利用の有無にかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」（85.7%）、「幼稚園」（12.9%）、「認定こども園」（11.2%）の順となっています。

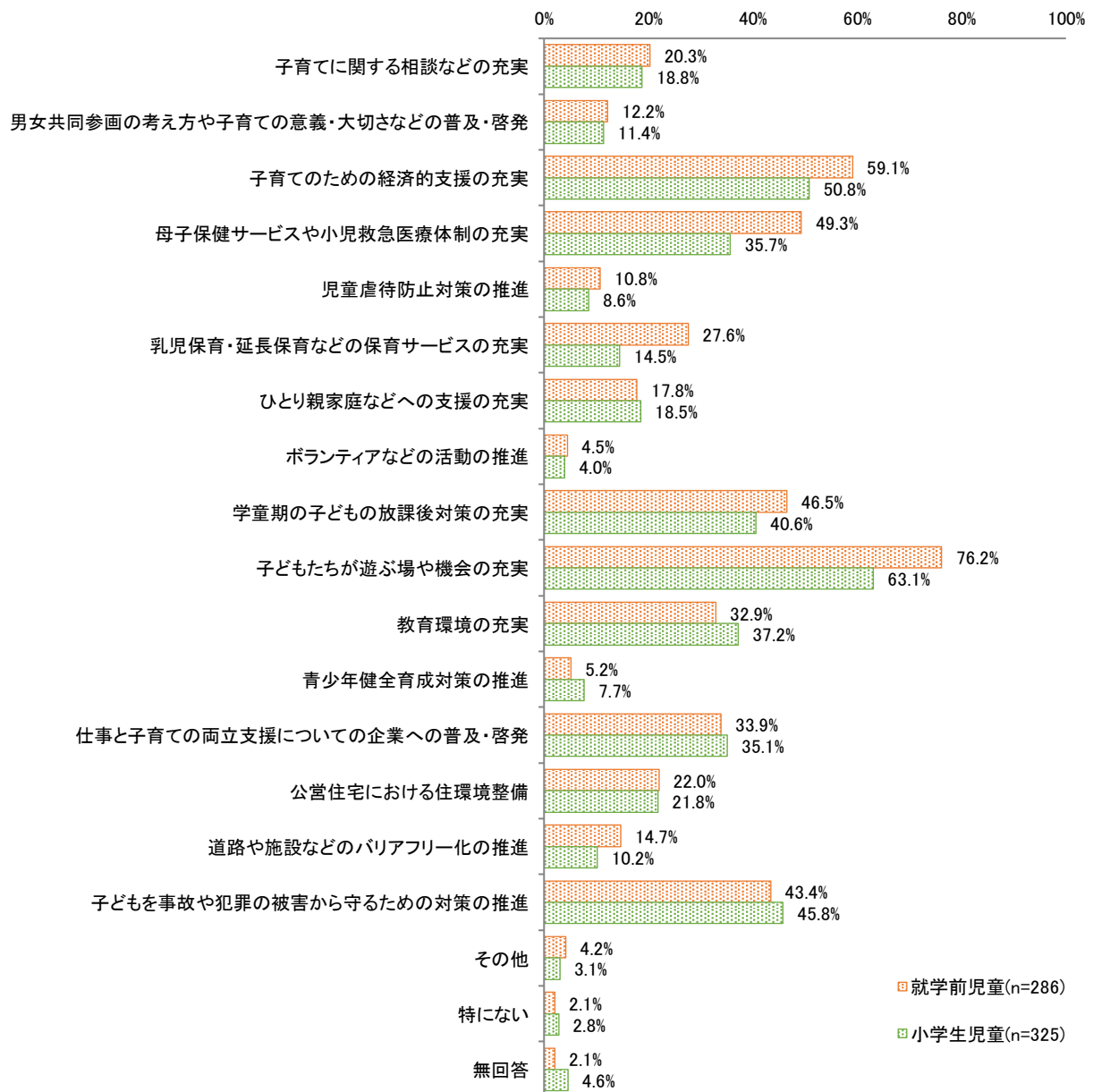


（４）子どもを健やかに育てるために山都町に期待すること

子どもを健やかに育てるために山都町に期待することについては、就学前児童では「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」(76.2%)、「子育てのための経済的支援の充実」(59.1%)「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(49.3%)の順となっています。

小学生児童では「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」(63.1%)、「子育てのための経済的支援の充実」(50.8%)「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(45.8%)の順となっています。

【子どもを健やかに育てるために山都町に期待すること】

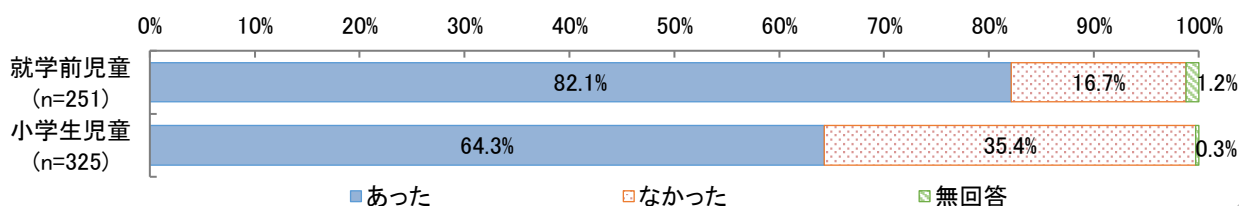


(5) 病気の際の対応

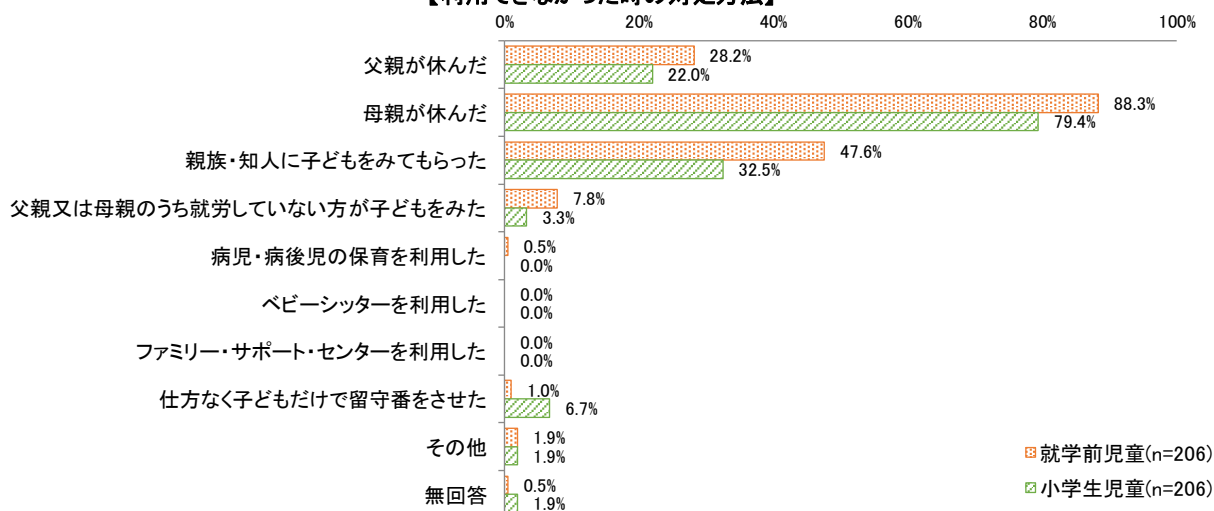
この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は、就学前児童では8割強、小学生児童では6割強となっています。その際に行った対処方法は、就学前児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」が7割以上、「親族・知人に子どもをみてもらった」が3割以上、「父親が休んだ」が2割以上となっています。

父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の就学前児童の利用希望は2割強となっています。病児・病後児保育の事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」への利用希望が7割強となっています。

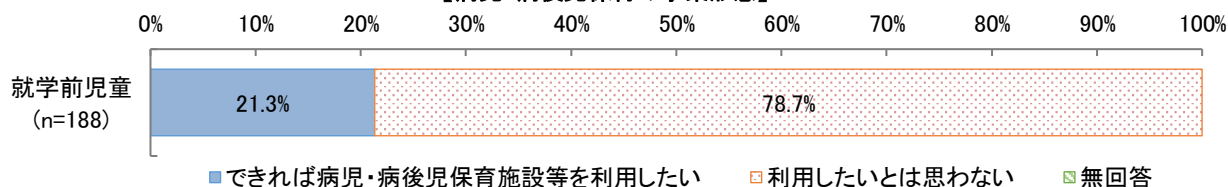
【平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった状況】



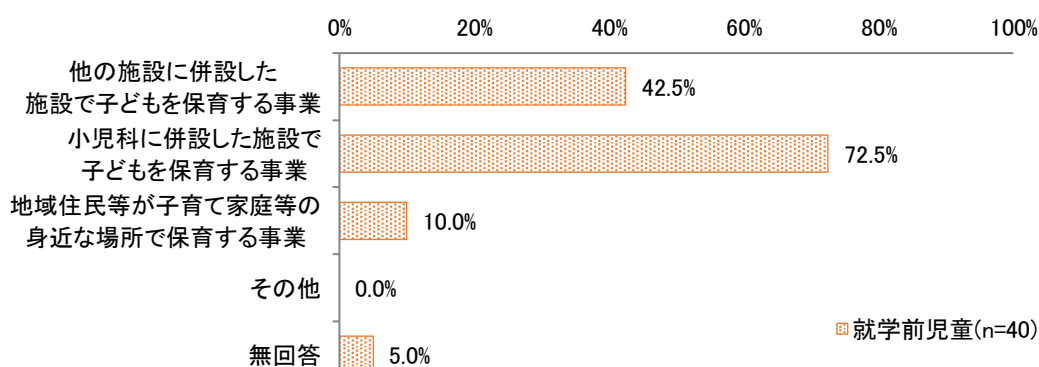
【利用できなかった時の対処方法】



【病児・病後児保育の事業形態】



【病児・病後児保育の利用希望事業形態】

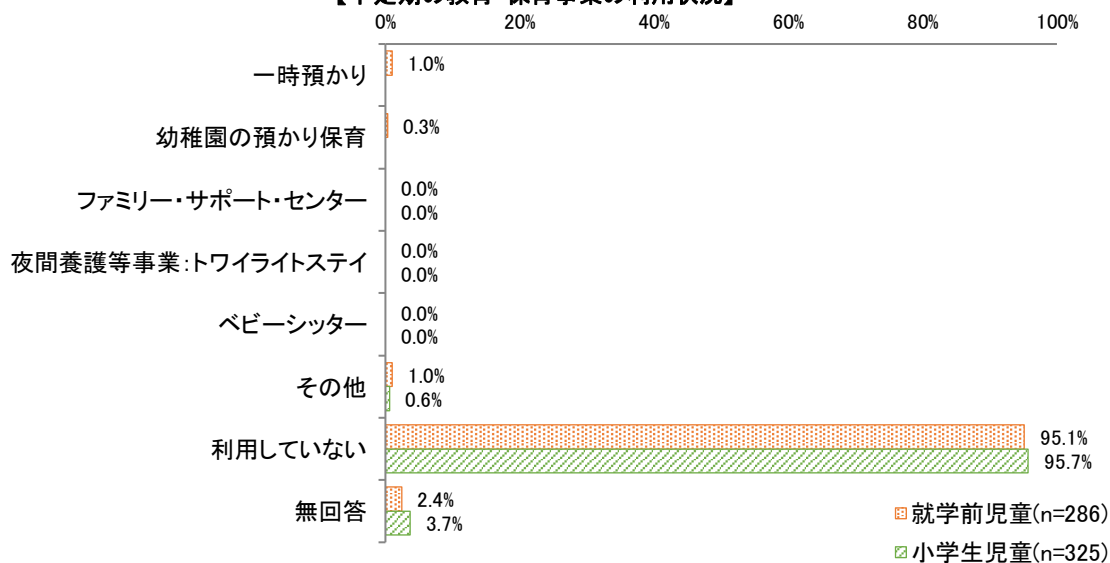


（6）不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

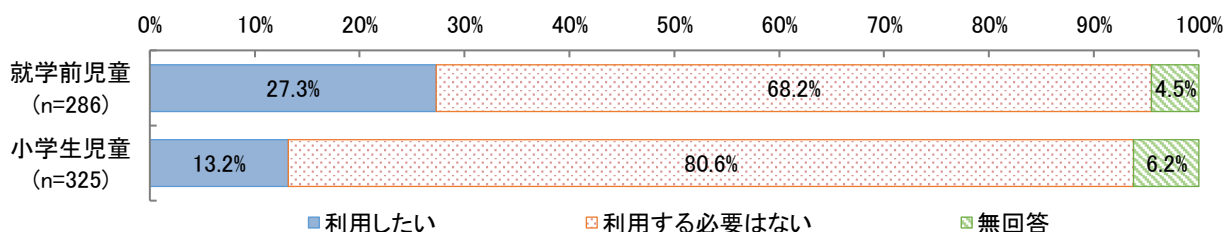
私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については、「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」等で1割以下とごく少数となっており、就学前児童、小学生児童ともに9割以上が「利用していない」としています。

しかしながら、利用希望については、就学前児童では「利用したい」が3割弱となっており、現状に比べ利用希望が高い傾向にあります。利用目的としては、就学前児童、小学生児童ともに「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」「私用、リフレッシュ目的」が多くなっています。

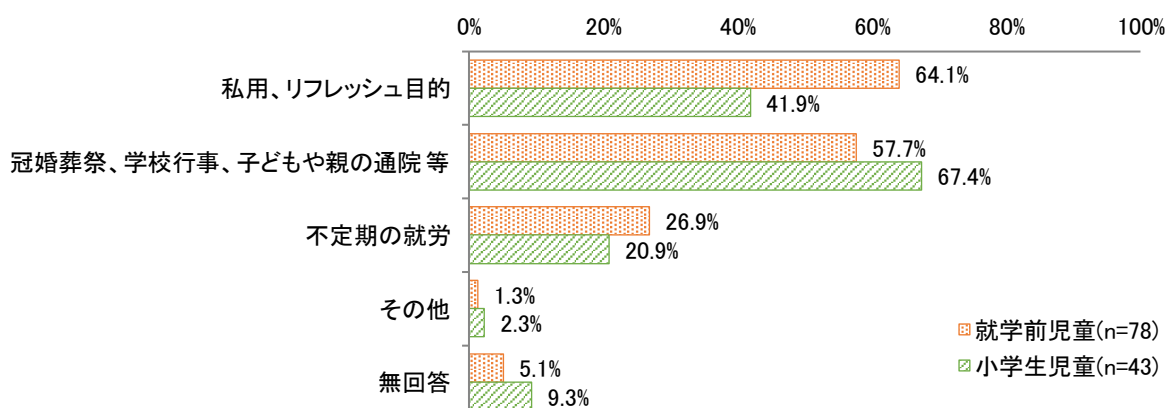
【不定期の教育・保育事業の利用状況】



【不定期の教育・保育事業の利用希望】



【利用希望の目的】



(7) 放課後の過ごし方

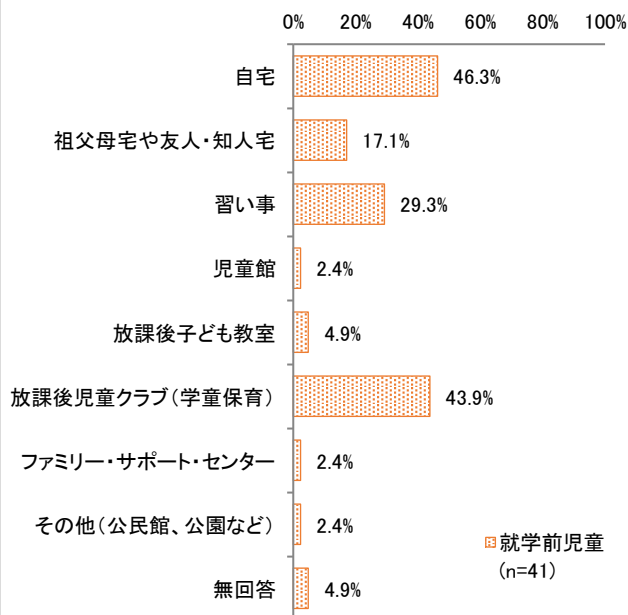
就学前児童の小学校低学年の放課後（平日の小学校終了後）の過ごさせたい場所では、「自宅」（46.3%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（43.9%）、「習い事」（29.3%）の順となっています。

就学前児童の小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）の過ごさせたい場所では、「自宅」（63.4%）、「習い事」（41.5%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（29.3%）の順となっています。

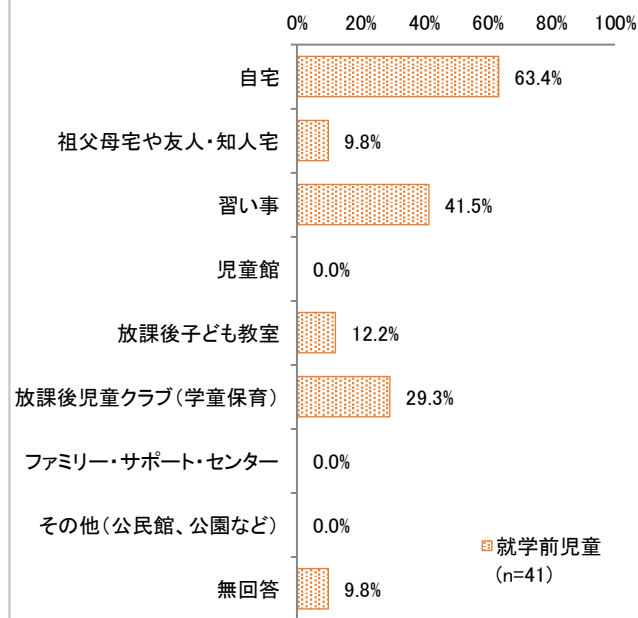
小学生児童の現在の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方では、「自宅」（64.0%）、「習い事」（39.1%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（36.9%）の順となっています。

小学生児童の希望する放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方では、「自宅」（58.2%）、「習い事」（40.9%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（27.1%）の順となっています。

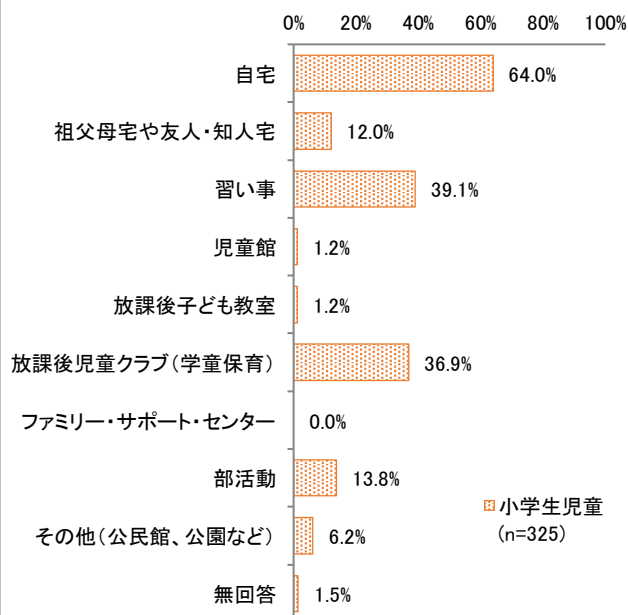
【放課後を過ごさせたい場所(小学校低学年)】



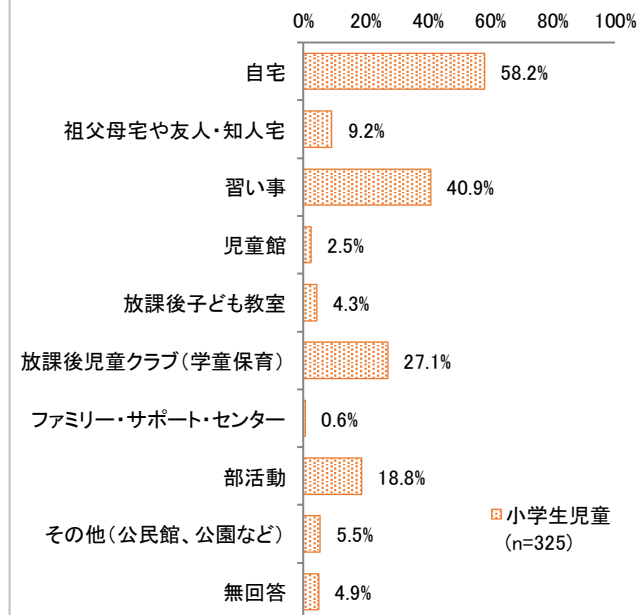
【放課後を過ごさせたい場所(小学校高学年)】



【放課後を過ごしている場所】



【放課後を過ごさせたい場所】



4 取組むべき課題

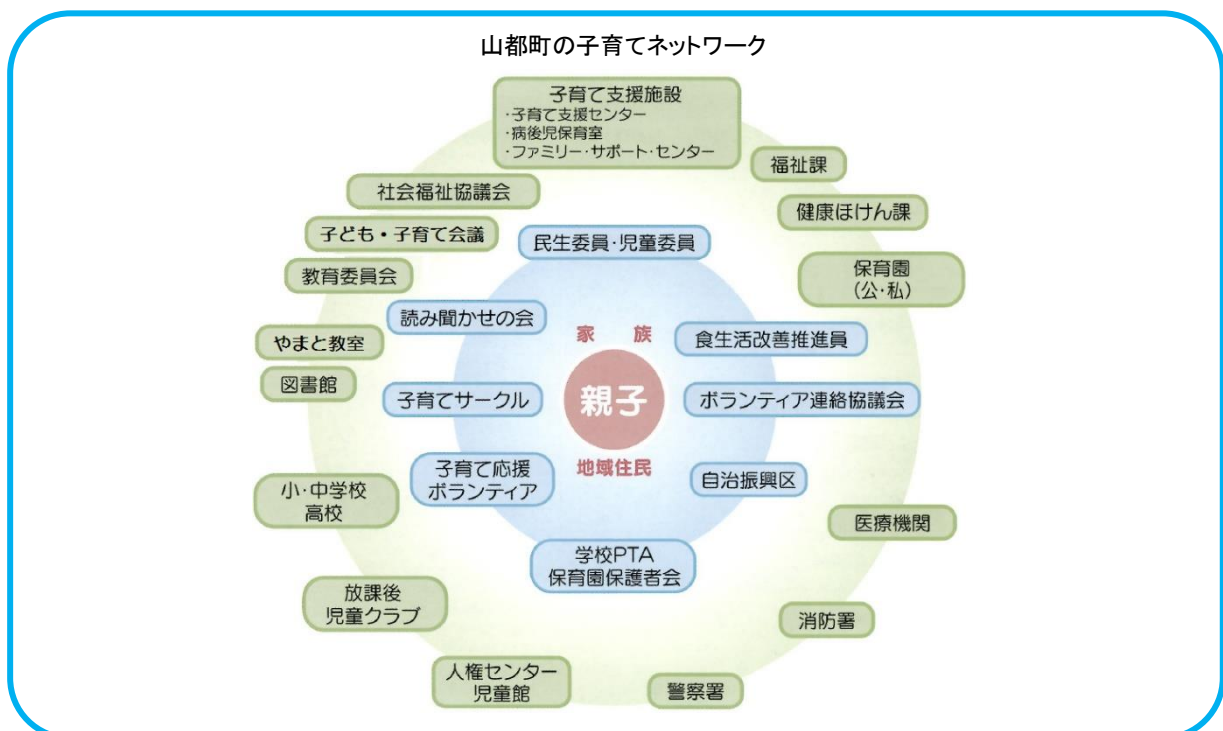
課題① 妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱体化し、妊娠、出産や子育てに関する妊産婦等の不安や負担が増えており、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

地域レベルでの結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことは重要であることから、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携が必要です。

- ✧ **「母子保健相談支援事業」の充実** 妊産婦等からの支援ニーズに応じて、母子保健や子育てに関する様々な悩みへの相談対応や、支援を実施している関係機関につなぐための事業。
- ✧ **「産前・産後サポート事業」の充実** 妊産婦等の孤立感や育児不安の解消を図るため、助産師等による専門的な相談援助や、地域の子育て経験者やシニア世代等に話し相手になっていただく等の事業。
- ✧ **「産後ケア事業」の充実** 出産直後に休養やケアが必要な産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援や休養の機会を提供する。
- ✧ **子育てネットワークの連携強化と子育て世代包括支援センターの設置検討** 子育て支援に関わるさまざまな各機関や団体同士が、情報の共有や研修会等を実施し、子育て支援ネットワークの連携を強化する。



課題② 子どもの居場所づくり

アンケート結果等から、子どもが安心して、まち全体で遊び、暮らし、学ぶことができる「子どもの育ちを支えるまちづくり」が求められています。

なお、子どもの居場所とは、子どもが子どもらしくいられる場所を意味します。

子どもの居場所は家庭であり、学校であり、地域の遊び場ですが、すべての子どもが、そうした場所に「居場所」を感じているわけではなく、また、安全の観点からも、かつてのように地域で伸び伸びと遊べる状況ではありません。

地域全体、まちそのものが「子どもの居場所」であることが大切です。

したがって、地域コミュニティや民間活動団体等の地域資源と協働し、自然体験や生活体験活動も含めた子どもの居場所づくりが必要です。

☆ **子どもの育ちを支える生活支援** 子どもたちが、安心して過ごせる環境で健やかに育ち、将来生活していくために必要な基礎的な生活習慣が身につくよう、家庭だけではなく、幼稚園・保育所、学校、地域など社会の中で子どもの育ちを支えていく取組を進め、子ども一人一人の成長に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

☆ **切れ目なくつながる重層的な支援体制の構築** 生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、子どもや家庭に最も身近な地域において困りごとに気づき、支えていく支援体制の整備。

☆ **体験活動の推進** 遊びや体験によって得られる子供の自尊感情は、生きる力や困難を乗り越える力の源になるといわれている。その力をつけるため、人と人とのふれあいの機会の提供や豊かな自然を生かした遊び場の提供を図るとともに施設整備の充実を図る。

山都町グランドデザインに基づく施設整備計画

項 目	矢部IC(仮称)出口付近	町営中央グラウンド周辺	通潤橋周辺	アクセス道路
コンセプト	新「道の駅」を整備し、地域経済の活力向上を目指す	運動機能といこの場が一体となった公園を整備し、住民の健康保持増進を目指す	通潤橋見学者の二次的利用を促進し、滞在時間の延長を目指す	通潤橋や町内への利便性・回遊性を高める
画 図				
概 要	・物産販売施設の整備（観光案内の充実、農産物、特産物の販売） ・高速バス乗り場の整備	・町営中央体育館 ・グラウンドゴルフ場 ・森林公園等整備（総合運動公園） ・周辺道路の拡幅・整備 ・アスレチック広場	・多目的イベント広場、遊具 ・アスレチック広場 ・駐車場の整備（体育館跡、有料駐車場へ） ・虹の通潤館改修（道の駅返上） ・城山周辺、遊歩道の整備、景観整備 ・五老ヶ滝周辺整備 ・文化的景観との調和	・国道218号線からのアクセス道路の整備 ・道路の新設、既存道路の拡幅を含め緊急度、費用対効果を検証し、順次整備 ①国道218号～千滝橋ルート ②国道218号～役場直進ルート ③国道218号～矢部高校西側ルート
特 徴	・町外からの来客者の集客の拠点となる	・運動機能が1箇所に集約され、利用の効率化が図られる	・多目的広場を活用したイベント開催等、多様な利活用・運営が可能となる ・通潤橋見学者の二次的利用が促進され、滞在時間が延長される	・高速道路出口からスムーズに町内への誘導が図られる
概算事業費		588,000千円（21,000円/m ² ） ※体育館・体育館付駐車場・グラウンドゴルフ場を除く	506,000千円（23,000円/m ² ）	①国道218号～千滝橋ルート 425,000千円 ②国道218号～役場直進ルート 1,036,000千円 ③国道218号～矢部高校西側ルート 829,700千円
その他	・浜町町内への回遊への取り組み →商店街、文化の森、大造り物小屋	・浜町町内への回遊への取り組み →商店街、文化の森、大造り物小屋	・浜町町内への回遊への取り組み →商店街、文化の森、大造り物小屋	・浜町町内への回遊への取り組み →商店街、文化の森、大造り物小屋

課題③ 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本町においては、要保護児童対策地域協議会で定期的な情報交換及び防止対策の検討が必要です。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化が必要です。

- ✧ **相談体制の整備や関係機関との連携強化** 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化に努める。
- ✧ **発生予防、早期発見、早期対応等** 虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、適切な支援に努める。
- ✧ **社会的養護施策との連携** 子ども・子育て支援を推進するにあたり、子育て短期支援事業を実施する施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用に努める。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけではなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援、各種窓口や関係機関、支援者の相互連携が必要です。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点を大切にし、貧困対策も視野に入れた子ども自身への総合的な支援が必要です。

- ✧ **子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援** 生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援の充実を図る。
- ✧ **家庭二一ズに応じた適切な相談支援** 様々な課題を抱えた家族の個々の二一ズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、相談支援や情報提供体制の充実を図る。

- ☆ **積極的な情報提供** 支援制度の認知度の向上のため、わかりやすく利用しやすい制度案内に努め、積極的な情報提供を推進。
- ☆ **子どもへの総合的支援** 子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援等、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援に努める。

（3）障がい児に対する施策の充実

障がいのある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障がい児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが重要です。

乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援が必要です。

発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報の周知を広げるほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の整備が必要です。

さらに、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を図り、障がい児の受入れの推進が必要です。

- ☆ **障がいの早期発見・早期対応、障がいの受容に対するサポート** 成長の過程で児童の障がいが顕著になってくると、障がい児とその保護者は、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまう傾向があることから、障がいの早期発見・早期対応、障がいの受容に対する支援に努める。
- ☆ **集団生活の場において児童の障がいに対する支援** 集団生活の中で児童の障がいが顕著に現れることもあることから、集団生活の場において児童の障がいに対する支援を行なう。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

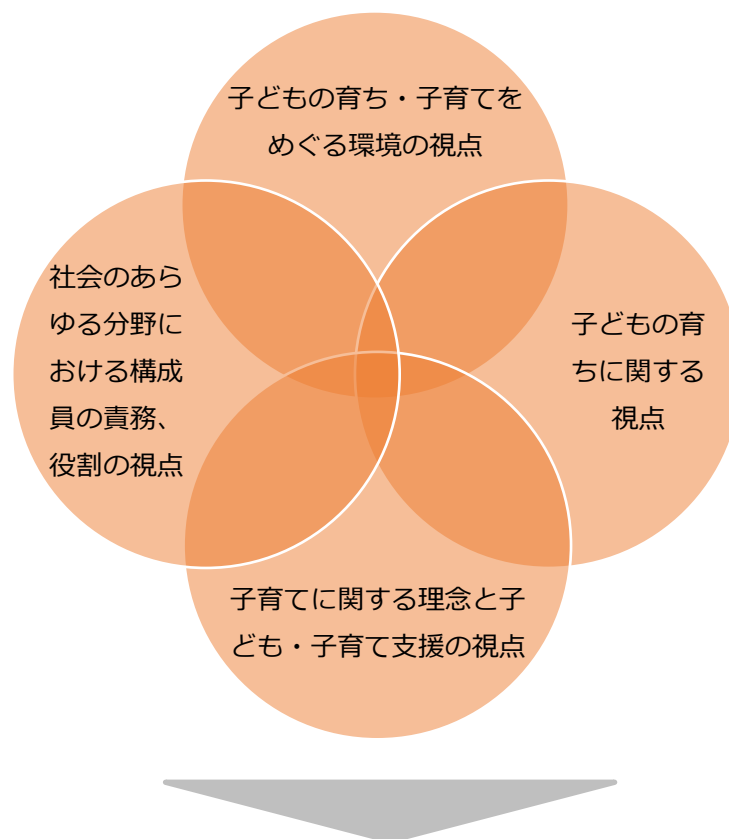
1 計画の基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。

基本理念においては、「第1期子ども子育て支援事業計画」を継承し、以下のように設定します。

山都町子ども・子育て支援事業計画 基本理念



基本理念

**豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で 子どもの夢ふくらむまち
山都町**

2 基本的視点

基本的視点1．子どもの育ち・子育てをめぐる環境の視点

近年核家族化の進展や高齢化の進行により、かつては祖父母や近隣の住民等から得られていた子育てに対する助言や支援が得られにくいという子育て環境にあります。また、現在の親世代の兄弟姉妹の数の減少により、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。子育てに専念して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからずいることなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母その他の保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、地域や行政をはじめ、地域全体で支援していくことが重要です。こうした取組みを通じて全ての子どもの健やかな育ちを実現します。

基本的視点2．子どもの育ちに関する視点

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期（おおむね満1歳まで）は、一般に、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期）のうち、おおむね満3歳までの時期は、一般に基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることによって、自発的に活動するようになり、こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。

幼児期のうち、おおむね3歳以上の時期は、一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心、思考力が養われ、それがその後の生活や学びの基礎になる時期となります。ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、メディア環境や放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりを図ります。

基本的視点3．子育てに関する理念と子ども・子育て支援の視点

関係法律に明記されているとおり「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があります。子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことといえます。各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

基本的視点4．社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割の視点

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備が求められます。

子育てにおいては、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要であり、PTA活動や保護

者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを行います。

3 基本目標

基本目標1 【子ども個人への支援】

子どもの一人一人の成長について、健やかに育つ環境の整備

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 子どもと家族の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標2 【子育て家族への支援】

子どもを安心して産み育てられる環境の整備

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 仕事と生活の調和

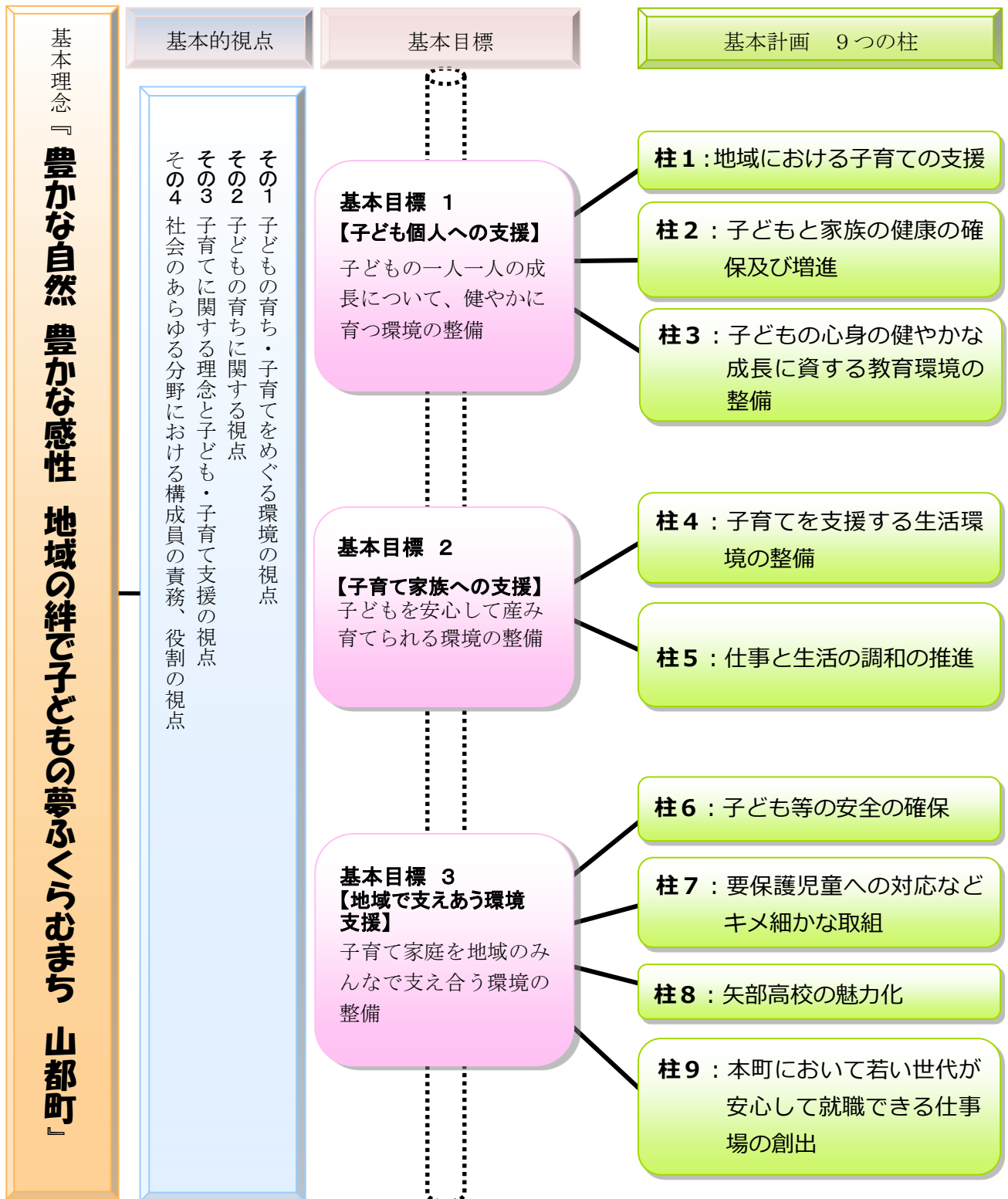
基本目標3 【地域で支えあう環境支援】

子育て家庭を地域のみんなで支え合う環境の整備

- (1) 子ども等の安全の確保
- (2) 要保護児童への対応などキメ細かな取組みの推進
- (3) 矢部高校の魅力化
- (4) 本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出

4 施策の体系

基本理念に基づく施策について、以下のとおり9つの柱からなる体系に整理します。



第 4 章 主要事業の「量の見込み」と確保方策

第4章 主要事業の「量の見込み」と確保方策

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆ 子ども支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4日より本格施行。

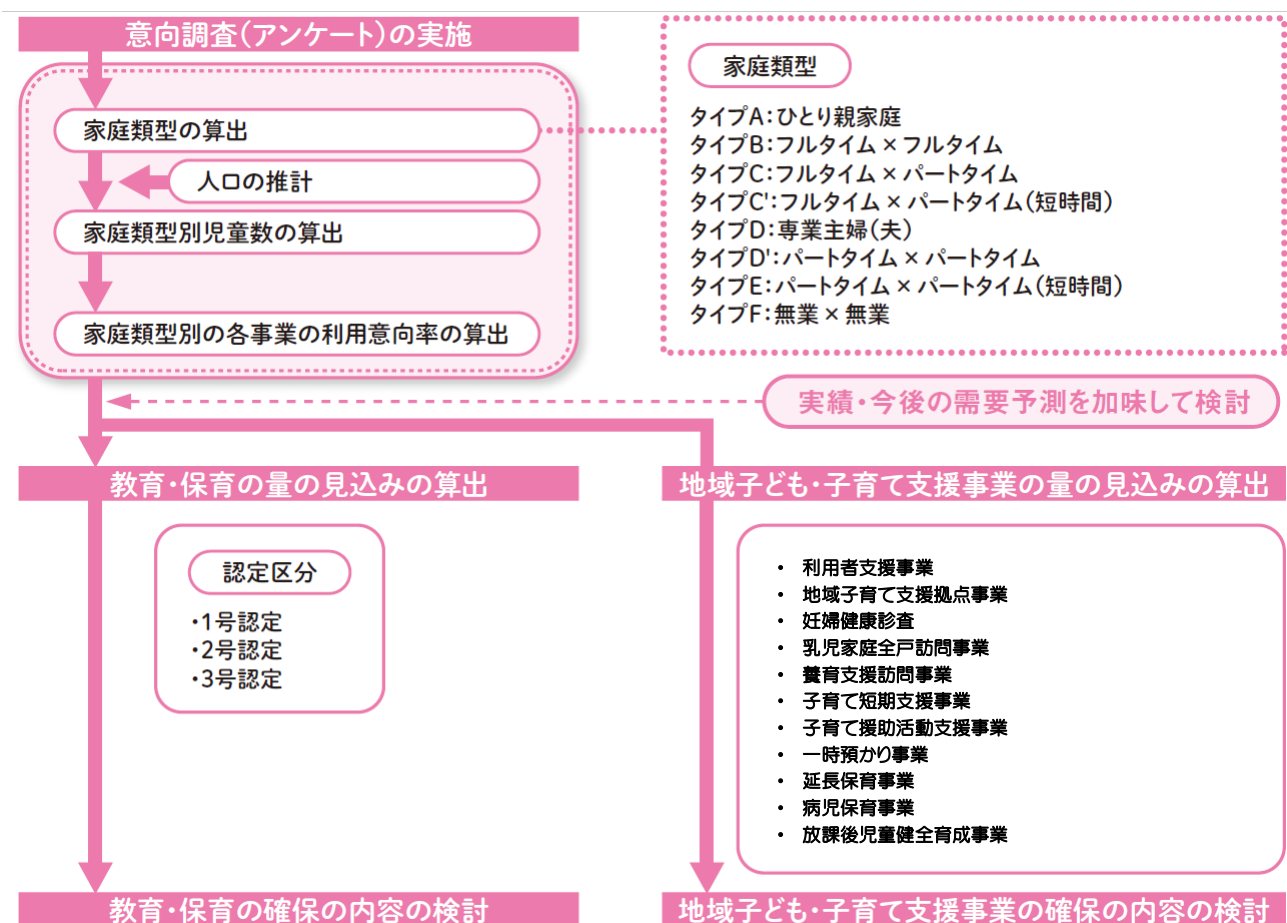
子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間ににおける「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本町では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

◆ 量の見込みの算出手順

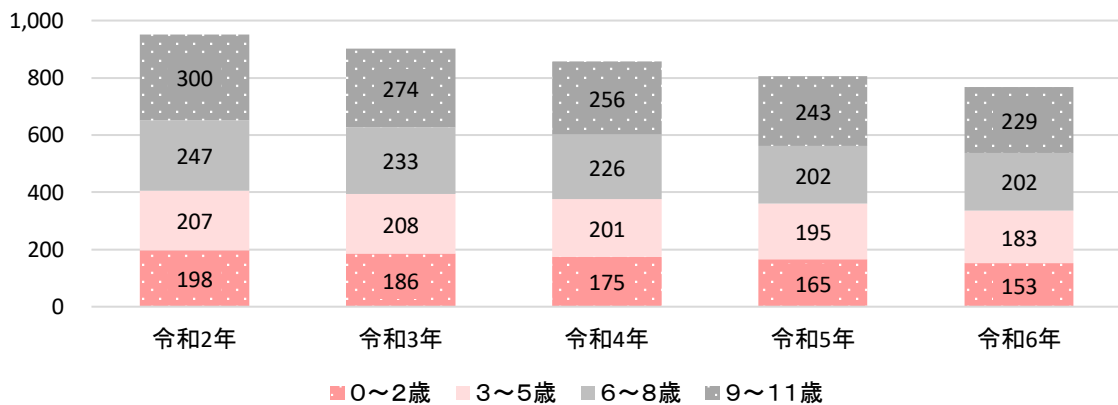


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆ 年齢区分別児童人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	62	59	55	52	47
1歳	66	62	59	55	52
2歳	70	65	61	58	54
3歳	66	69	64	60	57
4歳	72	67	70	65	61
5歳	69	72	67	70	65
6歳	89	67	70	65	67
7歳	77	89	67	70	65
8歳	81	77	89	67	70
9歳	101	80	76	88	66
10歳	93	100	79	75	87
11歳	106	94	101	80	76
合計	952	901	858	805	767



2 教育・保育の提供区域の設定

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

山都町における教育・保育の提供区域：1区域

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定が2人、2号認定が179人、3号認定が139人、合計320人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (a)		2	2	2	2	2
【3～5歳】	1号認定	－	－	－	－	－
	2号認定(教育ニーズ)	2	2	2	2	2
2号認定 (b)		203	204	197	191	179
【3～5歳】	保育ニーズ	203	204	197	191	179
3号認定 (c)		180	169	159	150	139
【0～2歳】	0歳児	44	42	39	37	33
	1-2歳児	136	127	120	113	106
2号認定(保育ニーズ)+3号認定		383	373	356	341	318
合計(a+b+c)		385	375	358	343	320

(各年度における教育・保育の量の見込み人数)

(1) 1号認定の確保方策

現在、本町には幼稚園がありませんが、今後、1法人の認定こども園の移行が想定されています。

1号認定（2号認定の教育ニーズ）として2人の需要が見込まれますが、本町に幼稚園がないことから、ニーズに対して、認定子ども園の設置の検討や他の自治体との連携により、見込みに対する確保を図るものとします。

1号認定（幼稚園）量の見込み・確保方策

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)		－	－	－	－	－
	認定こども園	10	10	10	10	10
②-①過不足		8	8	8	8	8

(各年度における1号認定（幼稚園）量の見込み・確保方策の人数)

(2) 2号認定の確保方策

2号認定は、公立保育所及び私立保育所の「認可保育所」及び「認定こども園」（令和2年度以降、1法人の認定こども園の移行を想定）で対応します。

令和6年度の確保方策は239人、計画期間中の量の見込みの181人の確保であり、利用の見込み数(需要量)から勘案して十分に対応は可能です。

2号認定(保育ニーズ) 量の見込み・確保方策

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		205	206	199	193	181
②確保方策(利用定員数)		239	239	239	239	239
	認可保育所	224	224	224	224	224
	認定こども園	15	15	15	15	15
②-①過不足		34	33	40	46	58

(各年度における2号認定(保育ニーズ) 量の見込み・確保方策の人数)

(3) 3号認定の確保方策

3号認定は、公立保育所及び私立保育所の「認可保育所」及び「認定こども園」（令和2年度以降、1法人の認定こども園の移行を想定）で対応します。

0歳においては、令和6年度の確保方策は51人、計画期間中の量の見込みの33人の確保であり、利用の見込み数(需要量)から勘案して十分に対応は可能です。

1～2歳においては、令和6年度の確保方策は120人、計画期間中の量の見込みの106人の確保であり、利用の見込み数(需要量)の対応は可能です。なお、令和3年度まで過不足が生じますが、弾力化運用により、利用の見込み数(需要量)の対応は可能です。

3号認定(0歳児・1-2歳児) 量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	44	136	42	127	39	120	37	113	33	106
②確保方策(利用定員数)	51	120	51	120	51	120	51	120	51	120
認可保育所	46	110	46	110	46	110	46	110	46	110
認定こども園	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10
②-①過不足	7	▲16	9	▲7	12	0	14	7	18	14

(各年度における3号認定(0歳児・1-2歳児) 量の見込み・確保方策の人数)

保育利用率の目標設定

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	79.0%	83.1%	89.1%	94.2%	104.3%
1～2歳	88.2%	94.5%	100.0%	106.2%	113.2%
0～2歳	85.4%	90.9%	96.6%	102.4%	110.5%

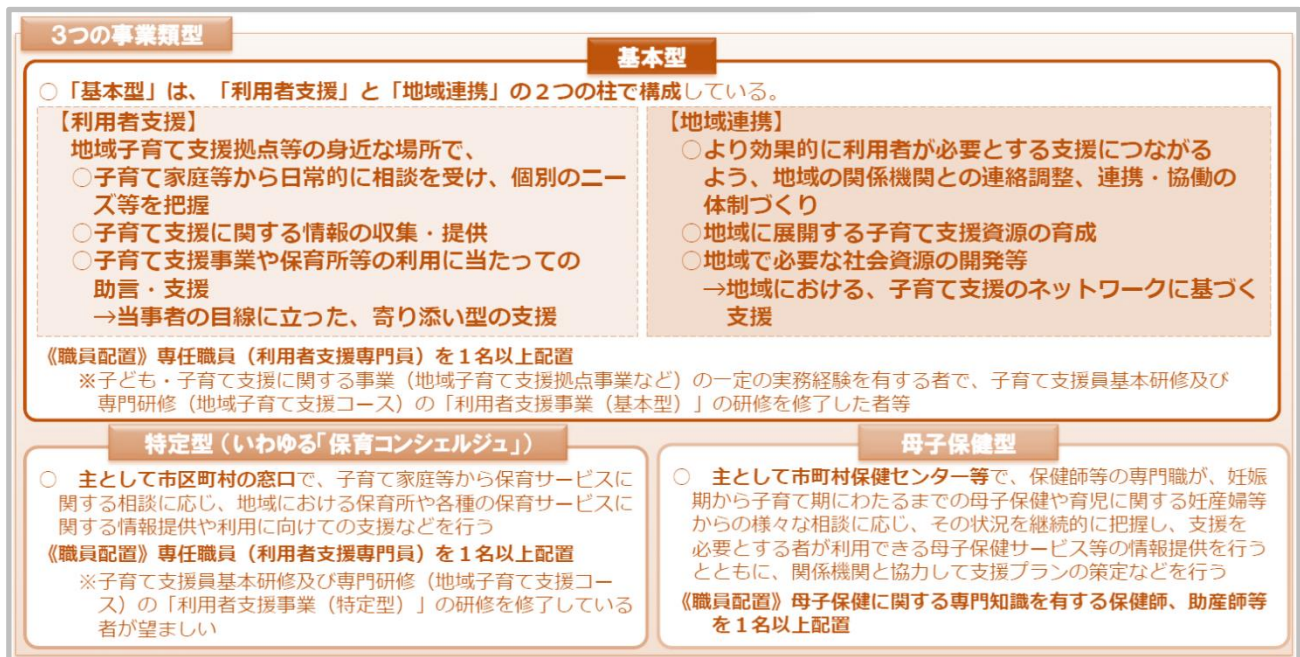
保育利用率:各利用定員数／各年齢の推計人口

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。



【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進において対応します。

【基本型・特定型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	-	地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進にて対応				
確保方策（箇所）	-					

【母子保健型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	-	地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進にて対応				
確保方策（箇所）	-					

（各年度における実施箇所数）

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一 般 型	連 携 型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	●地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時期かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ●出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ●地域支援の取組の実施* ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組	●地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

【確保の方針】

現在、本町では、一般型を設置しています。拠点である「山都町子育て支援センター」と各支所管内で週に1～2回の「出張ひろば」を実施しています。

計画最終年の令和6年度では、154人の利用が見込まれています。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	141	199	187	176	166	154
確保方策(人)	—	199	187	176	166	154
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所数)

（３）妊婦健康診査**【事業概要】**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、96人の利用が見込まれています。

妊娠届け出数の減少が見込まれていますが、今後も母子手帳交付時等に周知及び受診勧奨に取り組みます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	93	100	99	98	97	96
確保方策（人）	－	100	99	98	97	96

（各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策））

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）**【事業概要】**

生後2箇月から4箇月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、47人の利用が見込まれています。

乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	65	62	59	55	52	47
確保方策（人）	－	62	59	56	52	47

（各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策））

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

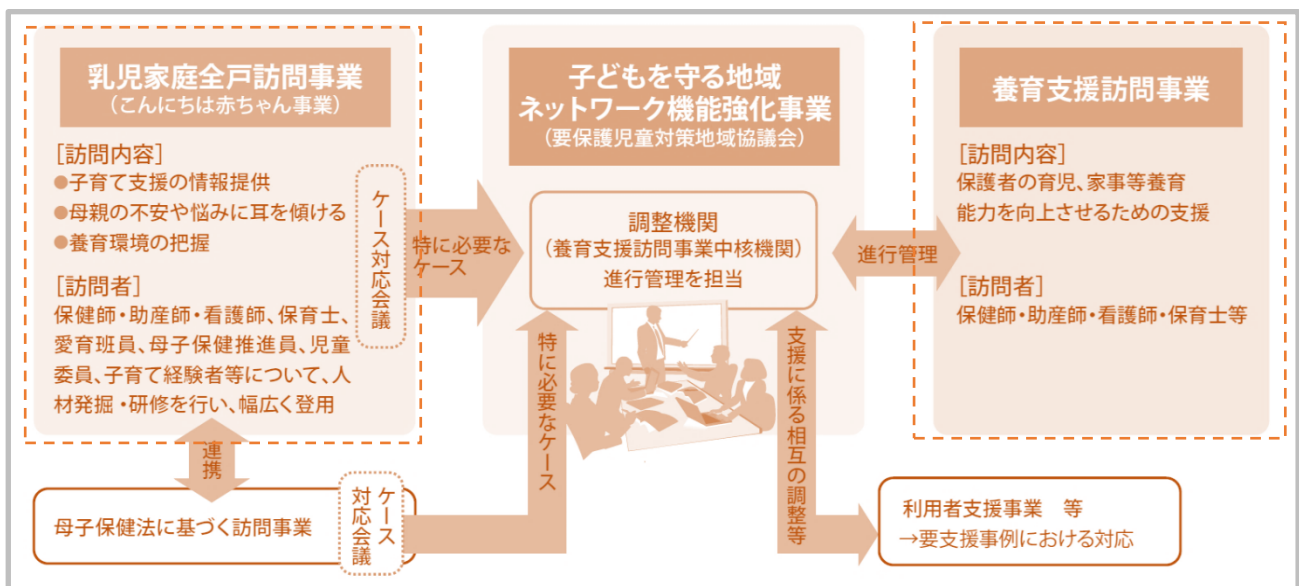
【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、2人の利用が見込まれています。

養育環境に課題がある世帯に対しては、要保護児童対策協議会と連携を図り、養育支援訪問事業の継続に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	3	2	2	2	2	2
確保方策(人)	1	2	2	2	2	2

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策))



(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

【ショートステイ】	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	0	実施の必要性を要検討 (子育て世代包括支援センターの設置を庁内で協議する上で検討)				
確保方策（人日）	35					
確保方策（箇所）	－					

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

【トワイライトステイ】	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	0	実施の必要性を要検討 (子育て世代包括支援センターの設置を庁内で協議する上で検討)				
確保方策（人日）	21					
確保方策（箇所）	－					

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**【事業概要】**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では子育て支援センター内に事務局を設置し、今後も同様の実施に努めます。計画最終年の令和6年度では、2人の利用が見込まれています。

より安全な援助活動を行うため、提供会員の知識及び技能の向上の支援に取り組めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	0	3	3	3	2	2
確保方策（人）	180	3	3	3	2	2
確保方策（箇所）	－	1	1	1	1	1

（各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

（８）一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では、幼稚園型での実施はありません。幼稚園型を除く一時預かりは全ての保育所10箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では幼稚園型を除く一時預かり 913 人日の利用が見込まれています。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的な保育に努めます。

【幼稚園型】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定	－	現在、本町では幼稚園がないため、状況に応じて検討				
	2号認定	－					
	計	－					
確保方策（人日）		－					
施設数（箇所）		－					

【幼稚園型を除く】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）		907	1,101	1,071	1,022	979	913
確保方策（人日）		900	1,101	1,071	1,022	979	913
施設数（箇所）		10	10	10	10	10	10

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

(9) 延長保育事業**【事業概要】**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では10箇所において実施しています。引き続き、令和2年度から全ての保育所10箇所での実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、146人の利用が見込まれています。

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	179	176	170	164	156	146
確保方策(人)	59	176	170	164	156	146
施設数(箇所)	10	10	10	10	10	10

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(10) 病児保育事業(病後児対応型)**【事業概要】**

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、保育所等に付設された専用施設において看護師等が一時的に保育する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では1箇所において病後時保育を実施しており、今後も継続して実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、256人の利用が見込まれています。

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学校3年生まで)を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	4	309	301	287	275	256
確保方策(人日)	84	309	301	287	275	256
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公民館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本町では7箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

なお、計画最終年の令和6年度では、187人の利用が見込まれています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子供教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組めます。

		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)		205	229	213	203	187	183
	1年生	43	45	42	40	37	36
	2年生	40	45	42	40	37	36
	3年生	37	48	45	43	39	39
	4年生	34	30	28	27	24	24
	5年生	28	33	31	29	27	27
	6年生	23	28	26	25	23	22
確保方策(人)		136	229	213	203	187	183
施設数(箇所)		7	7	7	7	7	7

(各年度における年間利用登録者数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。



【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

1 新規参入施設等への巡回支援	
目的	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。
事業内容	新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。 ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業 ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業 ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業 ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業 ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
支援対象	保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

目的	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。
実施場所	私立認定こども園
対象となる子ども	次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること
補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

幼稚園、保育所でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

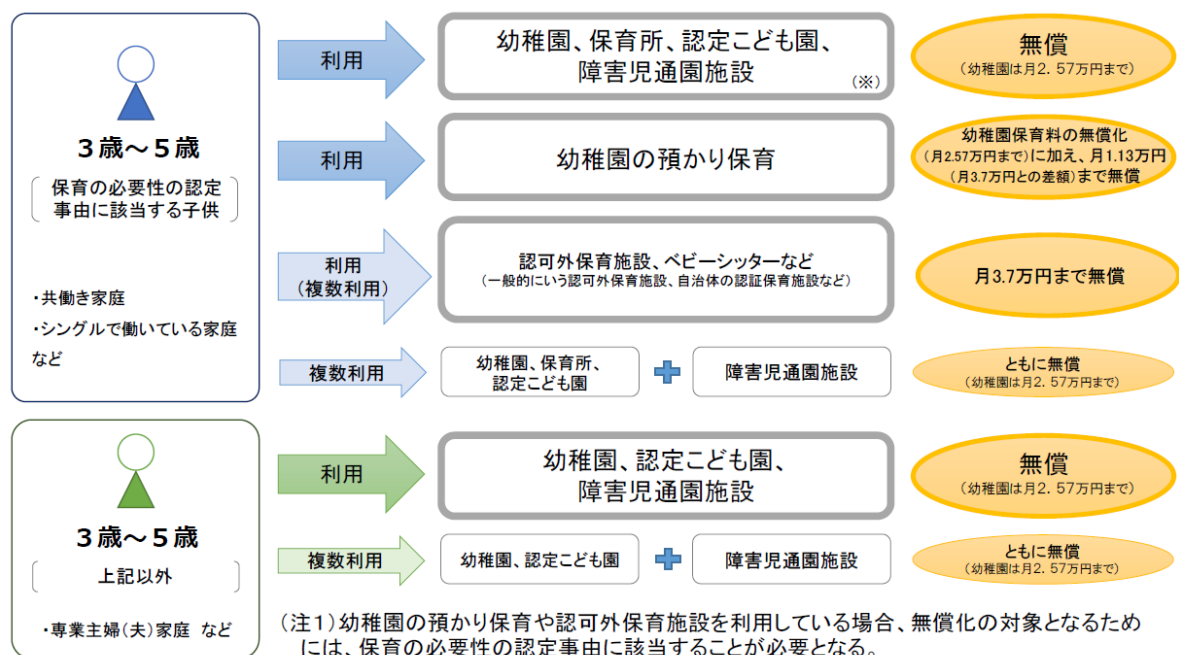
特定教育保育施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、熊本県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

7 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にできる働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、自主事業として取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

② 社会的養護体制の維持・確保

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

③ 障がい児施策の充実

障がい児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将

来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策を連携し、総合的に推進します。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

8 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、新たに開設する放課後児童クラブの**約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量

の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、7箇所で行っています。

(放課後子供教室)

地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように努めます。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

③放課後子供教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子供教室の実施について検討します。

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本町内には放課後子供教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、放課後児童クラブの事業は福祉課、放課後子供教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、学校教育課と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子 of 把握に努めます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

⑨各放課後児童クラブが、新・プラン3④※に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

⑩新・プラン3④※に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

本町が発行している「子育て情報誌」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

※新・プラン3④（国全体の目標）：放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

第 5 章 次世代育成支援行動計画

第5章 次世代育成支援行動計画

1 第2期次世代育成支援行動計画の進捗評価

(1) 子育て支援の課題と推進

平成27年度から令和元年度までの「次世代育成支援地域行動計画」の各施策についての進捗状況を分析し、事業評価を行いました。今後の取組みについては、子ども・子育て支援事業計画に継承するとともに、事業の推進を図っていきます。

(2) 事業評価

厚生労働省は、「子ども・子育てに関する計画の推進状況を点検・評価するため、個別事業に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい」と述べています。これは、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に繋いでいくことをめざし、これまでのPDCAサイクルの実効性をさらに高めることを目的としているためです。

本町では、行政関係部署による個別事業の成果確認を実施し、住民調査による定量的な利用状況のみでは把握しきれない側面（利用満足度や重要度）の把握に努め、定量、定性両面からの分析を試み、総合評価として、個別事業を束ねた施策レベル、さらに計画全体の評価を実施し、これらの導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を、利用者の拡大策の推進に向けた検討や今後の事業の方向性の再検討等に活用します。

【内部評価の進行管理調査項目】

1. 推進度 A判定：十分に推進されている B判定：概ね推進されている
C判定：あまり推進されていない D判定：推進されていない
E判定：完了・中止・廃止
2. 達成度 A判定：十分に達成されている B判定：概ね達成されている
C判定：あまり達成されていない
D判定：推進もしくは実施されているが、現在達成されていない
E判定：完了・中止・廃止
3. 利用度 A判定：十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている。
B判定：概ね利用状況の把握ができているが、内容は整理されていない。
C判定：あまり利用状況の把握はされていない。
D判定：利用状況の把握ができない。又は利用されるが把握していない。
E判定：完了・中止・廃止

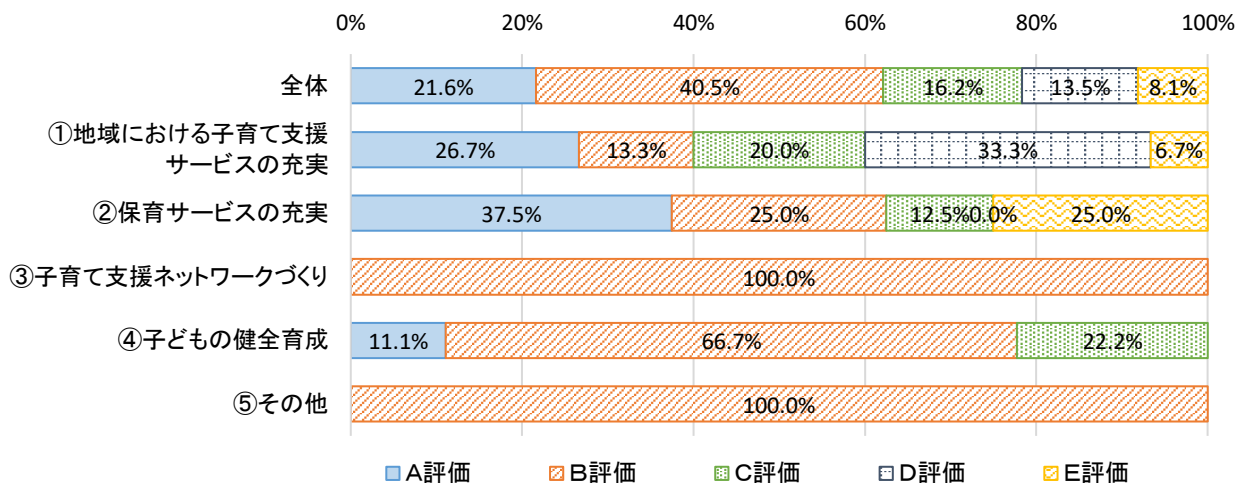
【内部評価項目別評価表】

(1) 地域における子育ての支援

- ①地域における子育て支援サービスの充実は、事業数が15で、事業評価はA評価26.7%、B評価13.3%、C評価20.0%、D評価33.3%、E評価6.7%です。
- ②保育サービスの充実は、事業数が8で、事業評価はA評価37.5%、B評価25.0%、C評価12.5%、D評価0.0%、E評価25.0%です。
- ③子育て支援ネットワークづくりは、事業数が3で、B評価100.0%です。
- ④子どもの健全育成は、事業数が9で、事業評価はA評価11.1%、B評価66.7%、C評価22.2%です。
- ⑤その他の事業数は2で、B評価100.0%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体	37	21.6%	40.5%	16.2%	13.5%	8.1%
①地域における子育て支援サービスの充実 ・家庭訪問支援事業 ・一時保育事業 ・児童手当 等	15	26.7%	13.3%	20.0%	33.3%	6.7%
②保育サービスの充実 ・保育所受入児童の拡充 ・私立保育園運営補助 ・延長保育事業 等	8	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%	25.0%
③子育て支援ネットワークづくり ・地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成 ・子育てに関する意識啓発等の推進 等	3	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
④子どもの健全育成 ・放課後や週末等の居場所づくりの推進 ・児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進 等	9	11.1%	66.7%	22.2%	0.0%	0.0%
⑤その他 ・地域子育て世代間交流の推進 ・子育て支援サービスのための施設の有効利用	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(1) 地域における子育ての支援

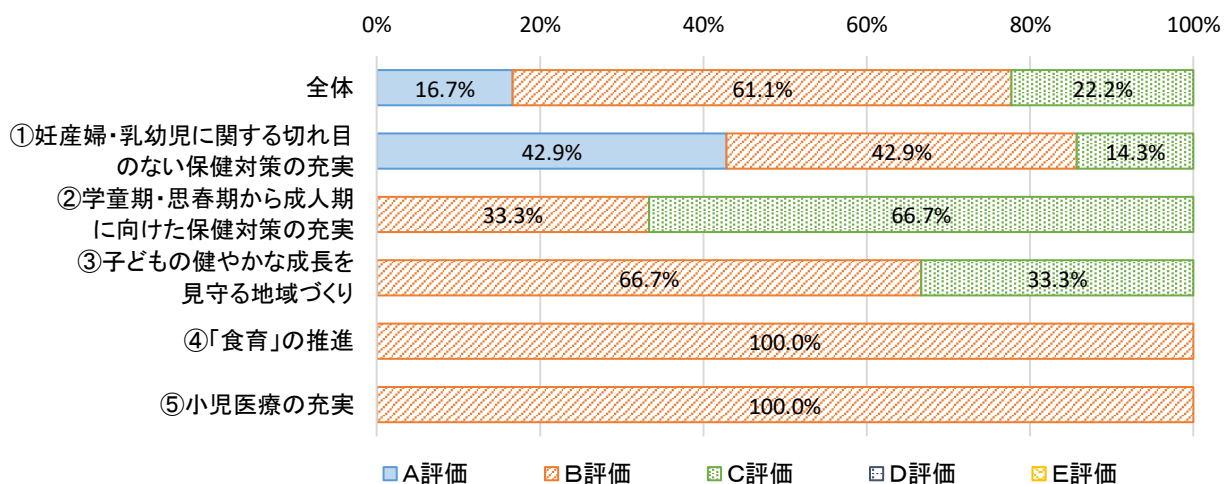


(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実は、事業数が7で、事業評価はA評価 42.6%、B評価 42.9%、C評価 14.3%です。
- ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実は、事業数が3で、事業評価はB評価 33.3%、C評価 66.7%です。
- ③子どもの健やかな成長を見守る地域づくりは、事業数が3で、事業評価はB評価 66.7%、C評価 33.3%です。
- ④「食育」の推進は、事業数が3で、事業評価はB評価 100.0%です。
- ⑤小児医療の充実の事業数は2で、B評価 100.0%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体	18	16.7%	61.1%	22.2%	0.0%	0.0%
①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 ・乳幼児健康診査 ・出産準備教育や相談の場の提供 等	7	42.9%	42.9%	14.3%	0.0%	0.0%
②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ・性に関する正しい知識の普及 ・喫煙や薬物に関する教育 等	3	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
③子どもの健やかな成長を見守る地域づくり ・保・小・中・高連携 ・世代間交流事業 等	3	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
④「食育」の推進 ・食づくり等の体験活動の推進 ・食に関する学習の機会や情報提供 等	3	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑤小児医療の充実 ・小児医療の充実 ・小児救急医療の充実	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

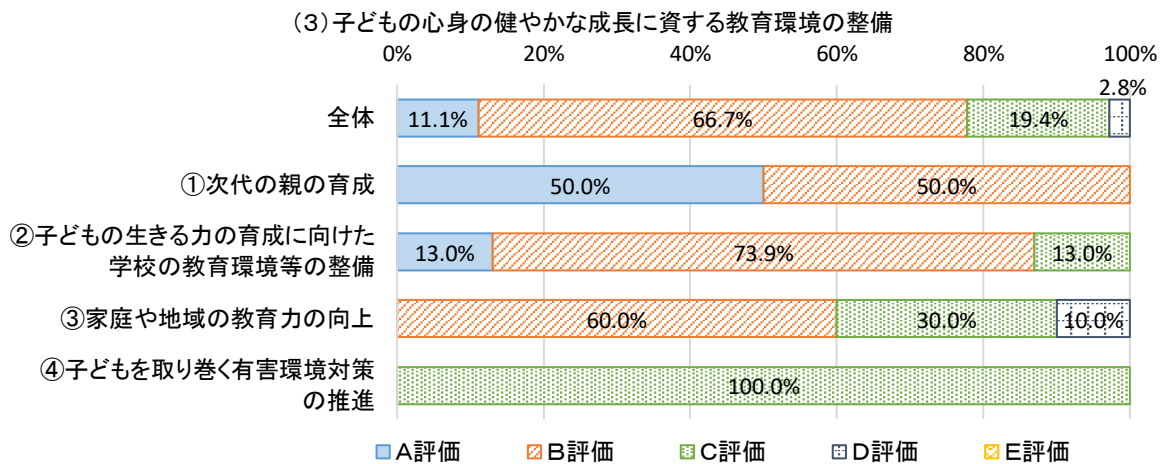
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①次代の親の育成は、事業数が2で、事業評価はA評価 50.0%、B評価 50.0%です。
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備は、事業数が23で、事業評価はA評価 13.0%、B評価 73.9%、C評価 13.0%です。
- ③家庭や地域の教育力の向上は、事業数が10で、B評価 60.0%、C評価 30.0%、C評価 10.0%です。
- ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進は、事業数が1で、事業評価はC評価 100.0%です。

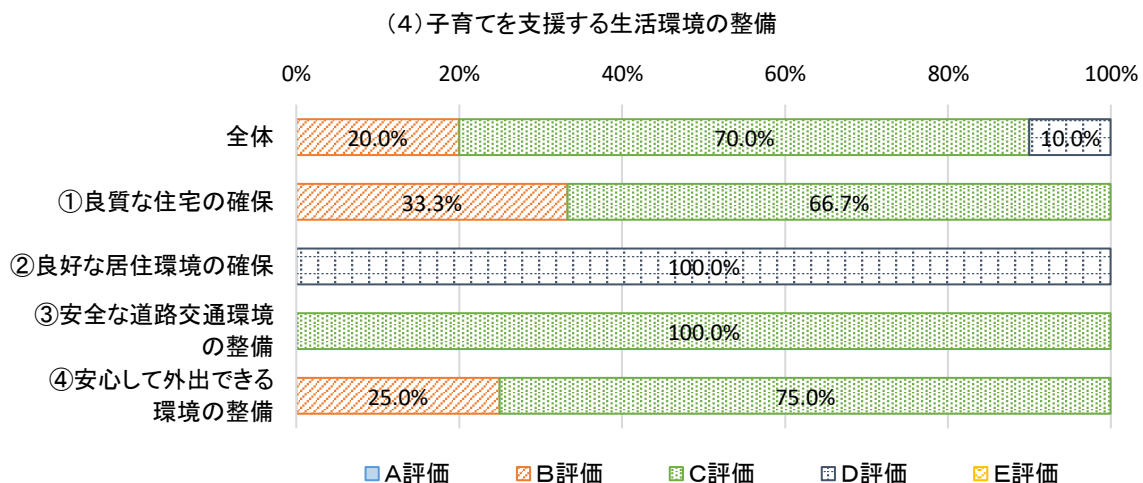
	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体	36	11.1%	66.7%	19.4%	2.8%	0.0%
①次代の親の育成 ・子どもを産み育てることの意義に関する教育など ・中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ・学校におけるスポーツ環境の充実 ・教員に対する適正な評価の実施 等	23	13.0%	73.9%	13.0%	0.0%	0.0%
③家庭や地域の教育力の向上 ・子育てを社会全体で担う意識啓発 ・子どもの居場所づくり ・世代間交流の推進 等	10	0.0%	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ・子どもたちを有害環境から守るための取り組み	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%



(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ①良質な住宅の確保は、事業数が3で、事業評価はA評価 50.0%、B評価 50.0%です。
 ②良好な居住環境の確保は、事業数が1で、事業評価はD評価 100.0%です。
 ③安全な道路交通環境の整備は、事業数が2で、C評価 100.0%です。
 ④安心して外出できる環境の整備は、事業数が4で、事業評価はB評価 25.0%、C評価 75.0%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体	10	0.0%	20.0%	70.0%	10.0%	0.0%
①良質な住宅の確保 ・ファミリー向け賃貸住宅の供給支援 ・民間活力を活かした住宅建設の支援 ・空き家等の住宅確保に関する情報提供	3	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
②良好な居住環境の確保 ・シックハウス対策の推進	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
③安全な道路交通環境の整備 ・幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等 ・「あんしん歩行エリア」の整備等	2	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
④安心して外出できる環境の整備 ・子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 ・子育て世帯への情報提供 等	4	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%

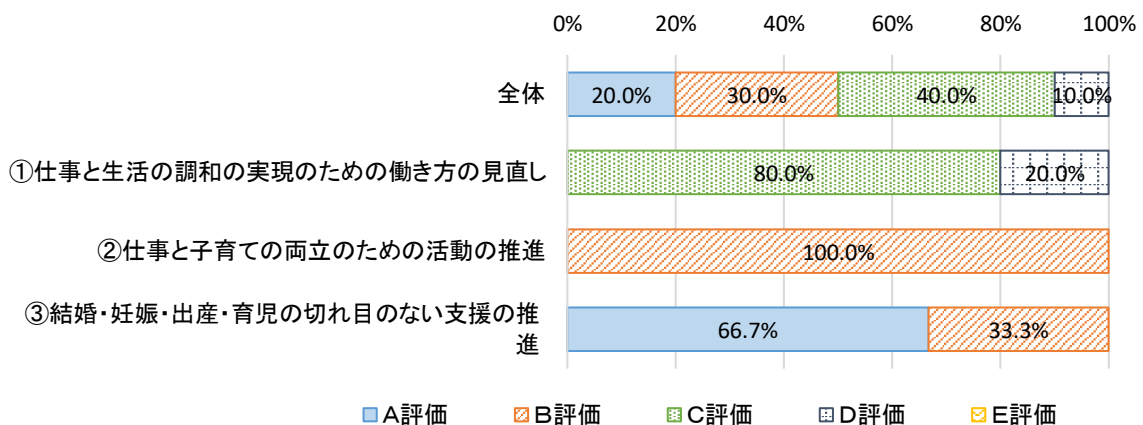


(5) 仕事と生活の調和

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しは、事業数が5で、事業評価はC評価 80.0%、D評価 20.0%です。
- ②仕事と子育ての両立のための活動の推進は、事業数が2で、事業評価はB評価 100.0%です。
- ③結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進は、事業数が3で、事業評価はA評価 66.7%、B評価 33.3%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体	10	20.0%	30.0%	40.0%	10.0%	0.0%
①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・男女共同参画社会づくり推進事業 ・企業での子育てのための環境整備 等	5	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%
②仕事と子育ての両立のための活動の推進 ・仕事と子育ての両立のための社会資源の整備 等	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進 ・出産祝い金 ・保育料の軽減	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

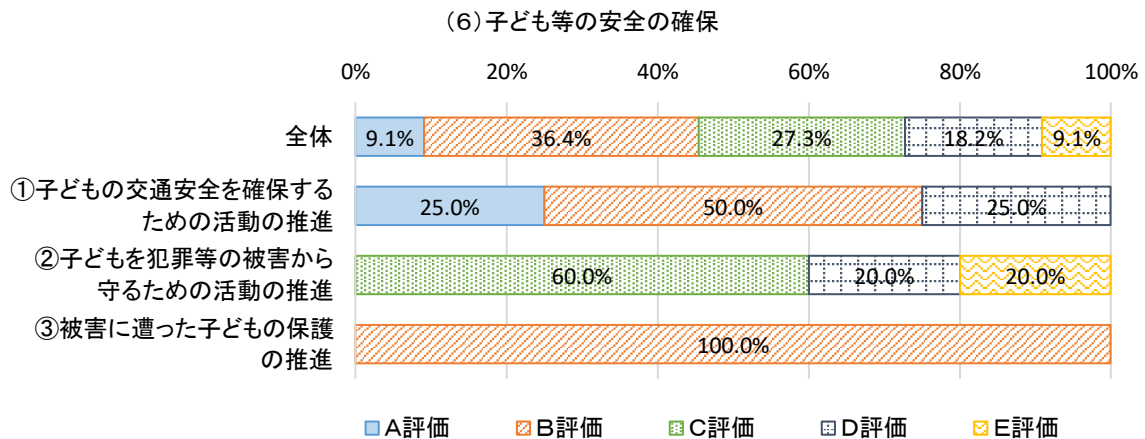
(5) 仕事と生活の調和



(6) 子ども等の安全の確保

- ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進は、事業数が4で、事業評価はA評価 25.0%、B評価 50.0%、D評価 25.0%です。
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進は、事業数が5で、事業評価はC評価 60.0%、D評価 20.0%、E評価 20.0%です。
- ③被害に遭った子どもの保護の推進は、事業数が2で、B評価 100.0%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体	11	9.1%	36.4%	27.3%	18.2%	9.1%
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ・チャイルドシートの正しい使用の徹底 ・交通安全教育の実施 等	4	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・住民の自主防犯行動を促進するための活動の推進 等	5	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%
③被害に遭った子どもの保護の推進 ・被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施 等	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

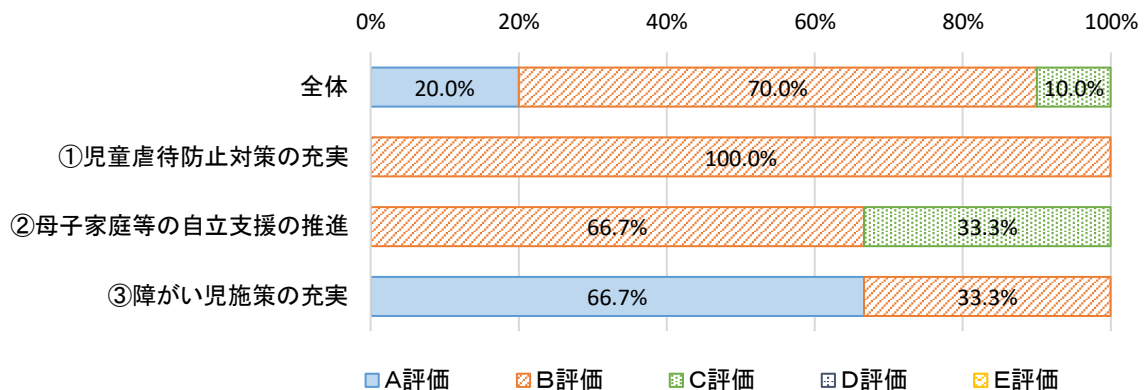


(7) 要保護児童への対応などキメ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実は、事業数が4で、事業評価はB評価 100.0%です。
 ②母子家庭等の自立支援の推進は、事業数が3で、事業評価はB評価 66.7%、C評価 33.3%です。
 ③障がい児施策の充実は、事業数が3で、A評価 66.7%、B評価 33.3%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体	10	20.0%	70.0%	10.0%	0.0%	0.0%
①児童虐待防止対策の充実 ・虐待の防止ネットワークの設置 ・総合的な親と子の心の健康づくり対策 ・在宅支援の充実 等	4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
②母子家庭等の自立支援の推進 ・福祉サービス等利用に際しての配慮 ・相談体制の充実や情報提供 ・就業促進のための協力要請	3	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
③障がい児施策の充実 ・健康診査や学校における健康診断等の 推進 等	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

(7) 要保護児童への対応などキメ細かな取組の推進

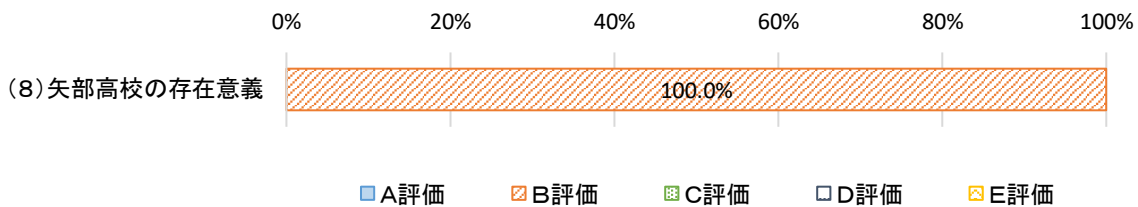


(8) 矢部高校の存在意義

矢部高校の存在意義の事業評価は、B評価 100.0%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体 ・魅力化プロジェクト ・町の特産を活かした高校づくり ・健康フェスタの事業 等	4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(8) 矢部高校の存在意義

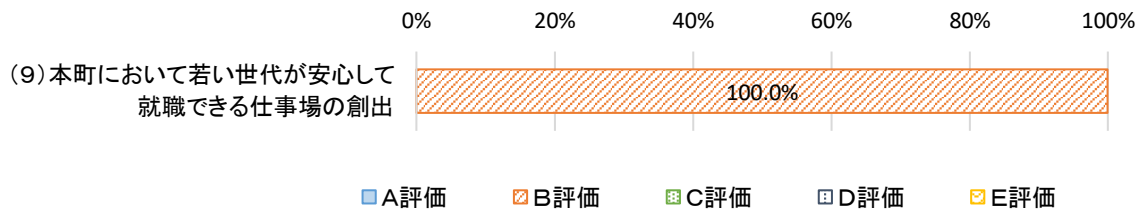


(9) 本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出

本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出の事業評価は、B評価 100.0%です。

	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
全体 ・基幹産業である農林業の振興 ・超高速情報通信基盤整備事業の推進 ・起業（家）支援	3	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(9) 本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出



2 第3期次世代育成支援行動計画の施策の展開

(1) 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、施設における児童養育の支援などの諸問題に対し、相談業務に応じて必要な情報提供及び助言を行う等、地域においてきめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するサービスを図ります。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 居宅において保護者の 児童の養育を支援する事 業 ①乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー）	未実施	子育て支援センター内に設置してあるファミリー・サポート・センターの活用を図ります。 保健師と地域子育て支援センター職員で相談に応じます。	福祉課 健康ほけん課
②家庭訪問支援事業	0歳児を対象に、各年度ほぼ全ての母子に面会できています。	今後も100%の全戸訪問を目標に保健師と子育て支援センターの職員が協力し対応します。	健康ほけん課
③乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育〈派遣型〉）	未実施	実施の必要性を検討します。	福祉課
④ファミリー・サポート・センターの設置	会員（依頼・提供・両方会員）の登録はあるが、活動実績はありません。	利用者増に向け、周知方法をはじめ、利用方法等の検討を進めていきます。	福祉課
イ. 施設において保護者の 児童の養育を支援する事 業 ①放課後児童健全育成事業（学童保育）	箇所数や確保方策については十分に確保ができています。指導員の処遇改善や設備の更新についても、補助金交付等にて対応しています。	各小学校に設置7箇所 運営主体が適正に事業を行えるよう、運営費の確保に努めます。	福祉課
②児童養護施設等でのショートステイ	実績なし	実施の必要性を検討します。	福祉課
③トワイライトステイ事業	実績なし	実施の必要性を検討します。	福祉課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
④乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育〈施設型〉）	登録者は増加傾向にある H29年9月から矢部地区1箇所を実施 H29年度は延べ6名、 H30年度は延べ5名の利用	利用者増に向け、周知方法をはじめ、利用方法等の検討を進めていきます。 矢部、清和、蘇陽地区ごと3箇所	福祉課
⑤一時保育事業	公立保育所5箇所実施 私立保育所5箇所実施	公立・私立保育所全園で実施します。	福祉課
ウ. 保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業 ①ファミリー・サポート・センターの設置（再掲）	会員（依頼・提供・両方会員）の登録はあるが、活動実績はありません。	利用者増に向け、周知方法をはじめ、利用方法等の検討を進めていきます。	福祉課
②地域子育て支援センター事業	矢部地区1箇所を実施 清和、蘇陽地区は出張ひろばで対応	矢部地区1箇所を実施します。清和、蘇陽地区は出張ひろばで対応します。	福祉課
エ. 町における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言ならびにあっせん、調整及び要請等の実施 ①子育て支援総合コーディネート事業	地域子育て支援センター事業等により対応	地域子育て支援センター事業等で実施します。 子どもや子育て世代の利用が促進するよう周知方法を検討します。また子ども子育て会議等でも利用促進に向けた協議を行います。	福祉課
②児童手当	児童手当法により実施 ・3歳未満と3人目以降の子どもが15,000円 ・3歳以上から小学生と中学生が10,000円 支給方法、年3回2月、6月、10月	児童手当法により実施します。 子育て世代等の定住増加に向け、財政面及び施策の効果の両面から検証して行きます。	福祉課
③児童扶養手当	児童扶養手当法により実施 ・9,710円～41,140円（児童2人目5,000円、3人目以降3,000円加算）	児童扶養手当法により実施します。 子育て世代等の定住増加に向け、財政面及び施策の効果の両面から検証して行きます。	福祉課

② 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備していきます。また、子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 保育所受入児童の 拡充	公立保育園 5 箇所 私立保育所 5 箇所 へき地保育所 1 箇所	公立保育園 5 箇所 私立保育所 5 箇所 (定員変更や再編も検討して いく) 園児数の減少により、令和元 年度末でへき地保育所を閉所 します。適正な保育園の運営の ため、保育園のあり方を検討し て行きます。	福祉課
イ. 民間活力等を活用 した保育サービスの 量的充足 ①私立保育園運営補助	基準日(4月1日) 入 所 児 童 12,000 円 (1,000 円×12 ヶ月)1 人 一施設当たり 540,000 円 (45,000 円×12 ヶ月)	基準日(9月1日) 入所児童 12,000 円(1,000 円 ×12 ヶ月)/1 人 一施設当たり 540,000 円 (45,000 円×12 ヶ月)	福祉課
ウ. 延長保育、休日保 育、夜間保育等多様 な保育サービスの 充実 ①延長保育事業	公立(へき地除く)全園で 11 時間以上保育を行った	短時間、普通時間の利用者の状 況に応じた延長保育の実施を します。 全園での 11 時間以上の保育実 施(地域の実情に応じて実施し ます。)	福祉課
②休日保育事業	未実施	ニーズに応じた対応を検討し ます。	福祉課
③夜間保育事業	未実施	ニーズに応じた対応を検討し ます。	福祉課
④障害児保育事業	全保育所で実施	全保育所で実施します。 (障がいの程度に応じて保育 園で対応)	福祉課
エ. 保育サービスに関 する積極的な情報 提供	・町及び施設の広報誌等による情報提供 ・ホームページによる情報提供 ・子育て支援センターの情報紙による情報提供	・町及び施設の広報誌等による 情報提供 ・ホームページによる情報提供 ・子育て支援センターの情報紙 による情報提供 若者のインターネットでの情 報収集が多いためホームペ ージの充実を行い他者へ発信 します。	福祉課
オ. 保育サービス評価 制度の実施	子ども子育て会議での報 告、点検を行った	福祉サービス第三者評価事業 の実施と併せ、各保育所の実情 に応じて評価制度のあり方を 検討します。	福祉課

③子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	子育て担当者会議（庁内関係各課、教育委員会、公立・私立保育園、病後児保育室、子育て支援センター等）を定期的で開催し、ネットワークの構築を行った	子育て担当者会議の連携を強化していきます。 保護者も参加するなど、更なるネットワークの構築を目指します。	福祉課
イ. 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	毎年、内容を更新し、更なる充実を図ることができた。山都町ホームページもリニューアルし、子育て情報の発信を広く行っている	山都町子育て情報誌「だっこ」の更なる充実を図ります。 その他情報誌の作成、配布を実施する他、ICTの活用を検討します。	福祉課
ウ. 子育てに関する意識啓発等の推進	子育てフェスタやセミナー、ほっとスペースを定期的で開催し、子育て相談の機会の充実を図っている	地域子育て支援センターでの子育てセミナー、子育て教室、子育てサロン、未就園児への訪問、乳幼児健診時の子育て相談等を実施します。 独自の子育てセミナーを開催します。	福祉課

④子どもの健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域における子どもの居場所づくりを推進するとともに、子どもの健全育成を図るために児童館や公民館等を拠点とした、様々な健全育成活動を進めます。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 放課後や週末等の居場所づくりの推進	放課後児童クラブ7箇所実施。子ども教室は未実施。自然観察会は定期的で開催した	放課後児童クラブ7箇所子ども教室の実施を検討します。 自然観察会等の学習を検討します。	生涯学習課 福祉課
イ. 様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組み	公民館事業 30 支館 放課後児童クラブ 7 箇所 自然観察会 5 回 少年スポーツクラブ 18 クラブ	公民館事業 30 支館 放課後児童クラブ 7 箇所 自然観察会 5 回 少年スポーツクラブ 18 クラブ	生涯学習課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ウ. 健全育成の拠点としての児童館活動の充実	児童館 1 箇所 H30 年度利用者数 7,219 人。利用者は減少傾向にあるが、各種行事を通して、児童の健全な心身を養っている	児童館 1 箇所 延利用者数 12,000 人 各関係機関と連携しながら内容の充実に努めます。 人権感覚の醸成を図ります。	人権センター
エ. 健全育成の拠点としての青少年教育施設活動の充実	未実施	施設整備の予定はありません。引き続き青少年教育活動の推進と充実を図っていきます。	生涯学習課
オ. 夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり	児童館 1 箇所 子どもデイサービス 2 箇所 放課後児童クラブ 7 箇所	児童館 1 箇所 子どもデイサービス 2 箇所 放課後児童クラブ 7 箇所	社会福祉協議会 人権センター 福祉課
カ. 児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	主任児童委員 3 人 児童委員 61 人	主任児童委員 3 人 児童委員 61 人	福祉課
キ. 青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	学校教育の中で実施	学校教育の中で実施します。 高校での講演会を実施します。	学校教育課
ク. 学校開放を利用した子育て支援活動の推進	体育館及びグラウンド開放	体育館及びグラウンド開放は継続実施します。	学校教育課
ケ. 少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	民生児童委員等によるネットワークを構築する事ができた。ケースに応じて要保護児童地域対策協議会の中で検討した	引き続き民生児童委員等によるネットワーク及び地域全体で見守るネットワーク構築の推進します。	社会福祉協議会 福祉課

⑤ その他

施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得る等、世代間の交流を推進するとともに、地域の公共施設等の有効利用を促進します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 地域子育て世代間交流の推進	保育園・学校。公民館事業、青少年健全育成事業等、町内の各地域で実施した	各自治振興区の独自の取組みも踏まえ、継続して実施します。	生涯学習課
イ. 子育て支援サービスのための施設の有効利用	各放課後児童クラブ、子育て支援センター（出張ひろば含む）等において、地域の高齢者と交流する機会を設け、世代間交流を行った	放課後児童クラブ 7 箇所 子ども教室の実施を検討します。 子育て支援センター 1 箇所 出張ひろば 2 箇所	福祉課

(2) 子どもと家庭の健康の確保及び増進

① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策と医療体制の充実

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健推進活動等の充実を図ります。

また、子どもの医療費に対して助成し、子育て支援を行います。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 乳幼児健診、新生児訪問、保健指導の充実 ①乳幼児健康診査 ②妊婦健康診査	①H30 年度の受診率は全体で各々98%以上の受診率であった。未受診者についても積極的に勧奨を行い、次回の健診へ期間をあけず受診できるよう体制を整備した ②14 回助成	①育児に関する悩みも多様化しているため、個々に合わせた指導が出来るよう検討します。 ②継続して実施します	健康ほけん課
イ. 乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施	全受診者に対し、個別相談を実施	全受診者に対し、個別相談を実施します。	健康ほけん課
ウ. 妊娠期から継続した支援体制の整備	母子手帳交付時の指導、妊婦訪問を通じ、妊娠、出産、育児に対する知識を普及し、妊娠中の不安軽減、育児不安の軽減を図った	母子手帳交付時の指導、妊婦訪問を通じ、妊娠、出産、育児に対する知識の普及をするために健康教育や相談、訪問を行い、妊娠や育児の不安軽減を図ります。	健康ほけん課
エ. 子どもの事故予防のための啓発	各乳幼児健診において、集団指導、パンフレット配布を実施	各乳幼児健診において、月齢に沿った事故防止教育を実施していきます。	健康ほけん課
オ. 婦人科検診	婦人科検診のクーポン券をH28 年度まで配布した。集団健診での受診勧奨を行った	集団健診での受診勧奨を継続します。	健康ほけん課
カ. 子ども医療費助成の充実	27 年度より満 18 歳の年度末までに対象年齢を拡大	子ども医療費助成を 18 歳まで行います。 妊婦の健康教育、相談、訪問指導を行います。	福祉課
キ. ひとり親家庭医療費助成	H30 年度実績 子ども 6 件 (計 12,320 円) 母又は父 458 件 (計 1,387,710 円)	継続して実施します。	福祉課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ク. 早産予防	H30 年度から早産予防事業（妊婦歯科健診と膣分泌物細菌検査）を開始。母子手帳交付時に保健指導を行った	早産予防事業を継続して実施します。低出生体重児出生予防のために妊娠期の健康教育のほか、妊婦健診と歯科健診の受診勧奨をしていきます。また、産科医療機関と連携しながら保健指導を強化していきます。	健康ほけん課
ケ. 産後うつ対策	産後うつはスクリーニング結果等によりリスクのある産婦においては医療機関と連携しながら個別に対応を行った	産後うつの軽減と継続的な支援に努めます。	健康ほけん課
コ. 事故防止のための知識の普及	事故防止は乳幼児健診でパンフレット配布と集団指導を行った	乳幼児健診等で子どもの月齢にあった事故防止教育を実施します。	健康ほけん課

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

自己肯定感の育成や社会の一員として、自立した生活を育むための保健対策を図ります。

また、小児生活習慣病予防やむし歯予防の事業を充実させ、児童の生活習慣の改善を図ります。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 性に関する正しい知識の普及	学校教育指導の中で行った	必要時、保健所や学校と連携していきます。 小学校、年間 5 時間 中学校、年間 12 時間 毎年度、各学校で行われた時間数について照会を行います。	学校教育課 健康ほけん課
イ. 喫煙や薬物に関する教育	学校教育指導の中で行った。町では年に 1 回啓発の文書を各学校に配布した	啓発の文書を各学校に配布します。 年 3 回 保護者や関係者向けに講演会を行います。	学校教育課
ウ. 小児生活習慣病の予防	小児生活習慣病予防検診受診率 46.9%	小児生活習慣病予防検診受診率 50%	健康ほけん課
エ. むし歯の予防	フッ化物洗口実施箇所数 保育所 11 箇所 学校 9 箇所	フッ化物洗口実施箇所数 保育所 10 箇所 学校 9 箇所	健康ほけん課 保育所 学校教育課

③子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

国や町による子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークを作ることにより、地域等が親子を見守り支える機運を高めます。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 保・小・中・高 連携	清和地区において保小中連携。 他は青少年健全育成会議にお いて、ネットワークの構築を図 った	山都町保・小・中・高連 携協議会の設置	生涯学習課
イ. 世代間交流事業	H30 年度実績 22 支館	24 支館 (28 自治振興区)	生涯学習課
ウ. 各地区青少年健全 育成推進大会	町内 3 支部で実施	山都町青少年健全育成推 進大会の実施	生涯学習課

④「食育」の推進

子どもの朝食欠食等の食生活習慣の乱れや、特に思春期に見られる摂食障害など、心と身体
の健康問題について、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期か
ら思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり
等の体験活動等の充実を図ります。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 発達段階に応じ た食に関する学 習機会や情報の 提供	乳幼児健診、小児生活習慣予 防事業で必ず実施した。 食生活改善推進員が子育てセ ミナーを通じて郷土料理の普 及に努めた。	ライフステージにおける適正 体重の評価指標をもとに、食 品の目安量、必要量について 栄養指導と情報提供を行います。 食生活改善推進員の活動を強 化します。	健康ほけん課
イ. 食事づくり等の 体験活動の推進	有機農業、低農薬野菜等を積 極的に利用した。 畑づくりからの菜園活動、給 食献立会を開催した。	有機農業、低農薬野菜等の地 産地消を推進します。 畑づくりからの菜園活動、 給食献立会を開催します。	保育所

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組みを進めるとともに、家庭を築き子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような地域社会の環境整備を進めます。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 子どもを産み育てることの意義に関する教育など	山都町男女共同参画社会促進懇話会でワークショップやパネル展示を行った	男女共同参画の推進を図ります。 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うためのフォーラム、講演会を行います。	福祉課
イ. 中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	保育所体験学習事業 延べ 80 人 世代間交流 22 公民館支館 (28 自治振興区) 老人交流 (老人会) (3 世代間の交流)	保育所体験学習事業 延べ 80 人 世代間交流 24 公民館支館 (28 自治振興区) 老人交流 (老人会) (3 世代間の交流)	保育所

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備を進めます。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 確かな学力の向上 ①子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実	学校教育努力目標を定め、生き抜く力を付けるための教育推進	学校教育努力目標を定め、生き抜く力を付けるための教育推進を推進します。	学校教育課
②ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	総合的な学習の時間を用いて、地域の方や卒業生等を招いての授業を実施した	地域の教育力を活用する各学校の取組みを深めます。 専門家や地域の人材を活かし、本町の豊かな自然や地域づくり、課題を学ぶ。	学校教育課
イ. 人権を大切にす豊かな心の育成 ①あらゆる差別をなくす人権教育の充実	学校同和教育研修、就学前同和教育研修の実施 各1回 5.23 集会等への参加 研修会への参加 同和教育・同和保育の理念を広げる 保育園・小中学校、高校での人権学習	学校同和教育研修、就学前同和教育研修の実施 各1回 5.23 集会等への参加 研修会への参加 同和教育・同和保育の理念を広げます。 保育園・小中学校、高校での人権学習を行います。	人権センター 生涯学習課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
②地域との連携による多様な 体験活動の推進	老人交流事業 世代間交流事業	老人交流事業 世代間交流事業	保育所
③専門家による相談体制の強 化	やまと教室、心の相談員 (全中学校)を設置。スク ールカウンセラー、スク ールソーシャルワーカー等 による相談を行った	スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワー カー等による相談を行 います。やまと教室の事 業を引き続き行います。	学校教育課
④子どもたちの豊かな心を育 むネットワークづくり	人権教育年間計画による	人権教育年間計画による	学校教育課
ウ. 健やかな体の育成 ①学校におけるスポーツ環境 の充実	小学校はH30 年度から部 活動の社会体育への移行 が行われた	少年スポーツクラブの推 進と社会体育の強化充実	学校教育課
②健康教育の推進	学校保健年間計画による	学校保健年間計画による	学校教育課
エ. 信頼される学校づくり ①教員に対する適正な評価の 実施	自己評価及び評価者評価 を実施	自己評価及び評価者評価 を実施します。	学校教育課
②安全で豊かな学校施設の整 備	H30 年度実績 21,504 千 円の維持費	継続して実施します。	学校教育課
③児童生徒の安全管理	学校安全計画により実施	継続して実施します。	学校教育課
④学校評議員制度の活用	コミュニティスクールに よる運用	導入を進めます。	学校教育課
⑤地域に根ざした特色ある 学校づくり	コミュニティスクールに よる運用。 地域学校協働活動推進員 配置事業により、蘇陽小学 校・蘇陽南小学校・矢部小 学校・清和小学校の4校を 対象に事業を実施した	学校評議員制度も含めて 推進します。	学校教育課 生涯学習課 福祉課
オ. 幼児教育の充実 ①幼児教育の振興に関する政 策プログラムの策定 ○教育・保育内容、指導・援 助方法の工夫改善 (新肥後っ子がやきプラン)	積極的に研修に参加でき るよう人材の配置を行っ た	保育士の加配による配置 で研修等に参加できる体 制をつくりまします。	学校教育課 福祉課
○教育・保育内容、指導・ 援助方法の工夫改善 (新肥後っ子がやきプラン)	学校教育指導員を設置し 緻密な学校訪問と指導を 行った。校内研究授業も毎 年行った	学校教育指導員の活用と 校内研究授業の充実を図 ります。	学校教育課 福祉課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
○障がいのある子どもへの支援 (新肥後っ子かがやきプラン)	新設した山都みらい保育園はバリアフリーに配慮した設計により建築した。他施設は子どもの状態に応じ個別に対応した	障がいのある子どもを受け入れるための施設の整備、保護者や専門機関との連携により対応します。	福祉課
○発達や学びの連続性を図る条件整備 (新肥後っ子かがやきプラン)	私立保育園に対し補助金交付により対応した	子ども一人ひとりへのきめ細やかな教育・保育が行えるクラス編成を進めます。 ・多機能化に対応する保育室 ・遊戯室・相談室等の新設及び充実 ・安全管理設備の設置 ・乳児用ベット等の整備	福祉課
○認定こども園・幼稚園・保育所等間の連携の推進 (新肥後っ子かがやきプラン)	行事等で各々交流した	保育園間での交流事業を計画的に進めます。	福祉課
○認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携の推進 (新肥後っ子かがやきプラン)	保小中連携は年間計画書を作成し、活動。講演会等を行っている(清和地区)。高校に関してはプログラムはないが体験交流や各種行事等での積極的な交流を図っている	保育園、小・中学校、高校までの連携プログラムを作成します。	福祉課
○地域と連携した認定こども園・幼稚園・保育所等づくり (新肥後っ子かがやきプラン)	行事等で各々交流した	老人交流事業や世代間交流での事業を各保育園で実施します。	福祉課
○保護者の保育ニーズへの対応 (新肥後っ子かがやきプラン)	延長保育、病後児保育を実施した。 休日保育は未実施	延長保育、休日、病児・病後児保育等のニーズに対応します。	福祉課
○認定こども園・幼稚園・保育所等の保護者間の交流や小・中学校の保護者との交流 (新肥後っ子かがやきプラン)	年に1回の保育園対抗ビーチボールバレー大会を通し、保護者間の交流を図っている。 小・中は町PTA連絡協議会や学校保健委員会に各保護者会長等が出席し、交流を図ることでネットワークの構築ができた	町全体としての保・小・中・高の連携会議の定例化を目指します。	学校教育課 生涯学習課 福祉課

③ 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割、責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 家庭教育への支援の充実 ①家庭教育に関する学習機会や情報の提供 (新肥後っ子かがやきプラン)	子ども教室の検討を行ったが未実施。 子育て講演会、PTA等の家庭教育講演会は毎年実施した。また、広報活動として年2回の町P連だよりの発行を行うなど、年間を通して子育てや人権問題等についての学習を行い、各学校PTA間の情報交換や交流の促進に努めた	子ども教室は状況に応じて検討します。 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実・学習機会の提供は継続して実施します。	生涯学習課 福祉課 学校教育課
②家庭教育や子育てに関する相談体制の充実 (新肥後っ子かがやきプラン)	子育て支援センターの充実。子育てサークルの活動支援、広報誌、ホームページでの情報提供を実施した	子育て支援センターの充実。子育てサークルの活動支援、広報誌、ホームページでの情報提供を実施します。	福祉課
○地域で子育てを支援する仕組みづくり (新肥後っ子かがやきプラン)	子育て支援センターを中心に 老人会との交流、公民館活動への参加を推進した	子育て支援センターを中心に 老人会との交流、公民館活動への参加を推進します。	学校教育課 福祉課
○地域における子育て支援の充実 (新肥後っ子かがやきプラン)	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	福祉課
○子育てを社会全体で担う意識啓発 (新肥後っ子かがやきプラン)	学校応援団 読み聞かせ等	更なる地域の教育力の活用を図ります。	学校教育課 福祉課
イ. 地域の教育力の向上 ①地域における子どもの多様な体験活動の充実 ○「子どもたちの居場所」づくり (新肥後っ子かがやきプラン)	放課後児童クラブ7箇所実施 スポーツ少年団 学校応援団 PTA活動と連携した自治振興区活動の活用を行った 子ども教室の検討は行ったが未実施	放課後児童クラブ スポーツ少年団 学校応援団 子ども教室の検討 学校開放と合わせた自治振興区活動の活用 世代間交流の推進	学校教育課 生涯学習課 福祉課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
②広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成	児童のスポーツ指導に関する心構えを習得するための「少年スポーツクラブ指導者研修会」を開催した	各種スポーツ外部指導者の活用を推進します。	学校教育課 生涯学習課
③地域活動への教職員、保育士の自主的参加	子育てフェスタ等への積極的な参加を図った	子育てフェスタ等への積極的な参加を図ります。	福祉課

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の書店やコンビニ等で性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌や、DVD、インターネット等のメディアから子どもを守るため、地域団体、住民と協力して、有害情報に巻き込まれないような情報モラル教育を推進します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 子どもたちを有害環境から守るための取組み	メディア講演会の開催。登下校の指導（児童民生委員等による）を行った。各学校においては災害や交通安全におけるマップ作成を行っている	メディア講演会を開催します。学校・地域・家庭の更なる協力体制の構築を図ります。	学校教育課 生涯学習課

（４）子育てを支援する生活環境の整備

①良質な住宅の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するとともに、民間賃貸住宅に関する情報提供を推進します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	若者定住用住宅の建設に向けて準備中。若者定住促進住宅分譲地「山都テラス」分譲を実施している	若者定住用住宅はR3年度完成予定です。（PFI方式等の活用）分譲地も継続して実施します。	建設課 山の都づくり創造課
イ. 民間活力を活かした住宅建設の支援	情報提供を行った	民間賃貸住宅業と連携し、住宅建設の支援及び情報提供をします。	建設課 山の都づくり創造課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ウ. 空き家等の住宅確保に関する情報提供	山の都地域しごと支援事業	調査整理した件数を情報紙やインターネット等を活用し情報提供をします。	山の都づくり創造課

②安全な道路交通環境の整備

事故の危険性の高い通学路において、バリアフリー対応型信号機の設置や、歩行エリア等の整備等、安全・安心な歩行空間を整備します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等	歩道において一部実施	今後の改良において目指します。	建設課
イ. 「あんしん歩行エリア」の整備等	歩道において一部実施	今後の改良において目指します。	建設課

③安心して外出できる環境の整備

道路、公園、公共交通機関、公的建築物についてバリアフリー化を進めるとともに、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用、また、施設において子育て世帯に配慮したトイレの整備等を進めます。なお、地域の見守りを強化します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	歩道において一部実施	公共施設の建設等においては実施します。	関係各課
イ. 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	一部実施	公共施設の建設等においては実施します。	関係各課
ウ. 子育て世帯への情報提供	子育て支援センターの充実。子育てサークルの活動支援、広報誌、ホームページでの情報提供を実施した。	地域子育て支援センターによる情報紙の各家庭への配布を行います。 ホームページの充実を図ります。 I C Tの活用も含め、町民と情報のやりとりが出来る情報ネットワークの充実を目指します。	福祉課

(5) 仕事と生活の調和

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現は、国や県、市町村、企業など社会全体の運動として取り組む必要があります。このため、地元企業や労働者団体、子育て支援を行う民間団体等と連携・協力しながら地域の実情に応じた取組みを進めます。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア.男女共同参画社会づくり 推進事業	山都町男女共同参画計画 により実施した	男女共同参画社会促進懇話 会での啓発を推進します。 子育てと仕事の両立が可能 な職場づくりのための事業 主への啓蒙・啓発を推進し ます。	福祉課
イ.父親の育児参画意識の啓 発	山都町男女共同参画計画 により実施した	○講座講演会等啓発事業 ○広報紙発行 ○パパママ教室	関係各課
ウ.固定的な性別役割分担意 識の見直し	山都町男女共同参画計画 により実施した	○講座講演会等啓発事業 の開催 ○広報紙を発行します。	関係各課
エ.認定マーク（くるみ ん）の周知、表彰制 度等仕事と生活の調 和を実現している企 業を社会的に評価す ることを促進	未実施	実施の必要性について検討 する	関係各課
オ.企業での子育てのた めの環境整備	1箇所事業所での認可外 保育所あり	各事業所へ情報提供及び協 力への呼びかけの実施を行 います。 企業内保育所の支援とし て、保育料の無償化に伴う 保護者への一部助成を行 います。	関係各課

② 仕事と子育ての両立のための活動の推進

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	放課後児童クラブ7箇所 ファミリー・サポート・センター1箇所	放課後児童クラブ7箇所 ファミリー・サポート・センター1箇所	福祉課
イ. 仕事と子育ての両立支援のためセミナー、会議の開催等	子育て支援センターでの実施 令和元年度はセミナー23回 子育てフェスタ1回	子育て支援センターで実施します。 セミナー24回 子育てフェスタ1回	福祉課

③ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

結婚・妊娠・出産・育児に関する希望の実現のため、切れ目のない推進を図り、地域の実情に応じてニーズに対応する、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援を行います。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 出産祝い金	平成27年度より祝い金を引き上げ 1子目3万円 2子目5万円 3子目10万円 4子目以降20万円	引き続き、 1子目3万円 2子目5万円 3子目10万円 4子目以降20万円を支給します。	福祉課
イ. 保育料の軽減	国基準の4～5割程度軽減。保育料無償化制度をR1年10月1日から実施	継続して実施します。	福祉課
ウ. 不妊症の相談 不妊治療の助成	特定不妊治療助成H30年度実績 2件（合計10万円）	不妊症の相談及び不妊治療の助成を実施します。 令和2年度より、一般不妊治療費の助成を開始します。	健康ほけん課

(6) 子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察。保育所。学校、児童館、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 交通安全教育の実施	町内の小中学校・保育園において各年代に合わせた交通安全教室を実施した	継続して実施します。	福祉課
イ. チャイルドシートの正しい使用の徹底	交通安全運動期間中に実施した街頭キャンペーンや保育園における親子参加型の交通安全教室において啓発活動を実施した	チャイルドシート着用は、徹底されていないことから、指導の強化に努めます。	福祉課 総務課
ウ. 自転車の安全利用の推進	町内の小中学校において各年代に合わせた自転車教室を開催した	継続して実施します。	総務課

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域の自主防犯行動や、防犯ボランティアの育成とともに、関係機関との連携・情報交換等を推進します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 住民の自主防犯行動を促進するための活動の推進	全国地域安全運動の期間中や振り込め詐欺防止キャンペーンを通じて、住民に対する防犯意識啓発を実施。民生児童委員やPTA活動の充実による見守りを実施した。公民館活動は青少年健全育成事業の中で努力目標とした	住民向けの各媒体を通じて防犯意識の高揚を図ります。公民館活動、PTA活動の充実による子どもの見守りを推進します。	生涯学習課 総務課
イ. 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施	警察と連携を強化し、早期発生情報の認知、予防に向けた各種媒体を利用した広報啓発活動を推進した。民生児童委員との連絡会議（各学校、1回/年）、学校警察連絡会議（1回/年）を実施他。また、PTA活動の充実による子どもの見守りを実施した。公民館活動は青少年健全育成事業の中で努力目標とした	左記連絡会議の開催及び内容の充実を図ります。公民館活動、PTA活動の充実による子どもの見守りを推進します。	学校教育課 生涯学習課 総務課

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ウ. 学校付近や通学路においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入を促進	①毎月の交通安全日における通学時間帯のパトロールを実施した。民生児童委員も朝の登校時の交差点付近における街頭指導を実施した。 ②「子ども110番の家」は形骸化の地区もあり、町として十分に把握していない	①は継続して実施します。 ②は事業内容の見直しを行います。	学校教育課 総務課
エ. 子どもが犯罪の被害に遭わないようするための防犯講習の実施	警察と連携を強化し、各学校における防犯講習会を実施した	各学校での防犯講習会実施等、警察との連携強化を図ります。	学校教育課 総務課
オ. 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援	未実施	今後、事業内容について十分検討します。	学校教育課 総務課

③被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪・いじめ・児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するカウンセリングや、保護者や学校と連携したキメ細かな支援を行います。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施	スクールカウンセラー等を活用	教育相談員やスクールカウンセラー等の専門家の対応を図ります。	学校教育課 福祉課
イ. 学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	児童相談所、役場、教育事務所等による支援（ケース会議等）	要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課

(7) 要保護児童への対応などキメ細かな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例があつてはならないとの認識の下、福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で、子どもを守る支援体制を構築します。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 虐待の防止ネットワークの設置	要保護児童対策地域協議会でケース会議を行った。(随時)	要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課
イ. 総合的な親と子の心の健康づくり対策	児童相談所、医師、スクールソーシャルワーカー、保健師等に対応した。(随時)	要保護児童地域対策協議会との連携を図ります。 児童相談所、医師、スクールソーシャルワーカー、保健師での対応を行います。	福祉課
ウ. 家庭児童相談室、町保健センターにおける取組み	福祉課、子育て支援センター、保健師が連携して対応した。(随時)	要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課
エ. 在宅支援の充実	要保護児童対策地域協議会でケース会議を行った。(随時)	民生児童委員等の協力を得ながら、要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課

② 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加している中で、子どもの健全育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を進めます。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 福祉サービス等利用に際しての配慮	熊本県の事業を中心にパンフレット等を配布し、窓口での相談に対応した。	継続して実施します。	福祉課
イ. 相談体制の充実や情報提供	福祉課、子育て支援センター、保健師等、窓口での相談に対応した。	継続して実施します。	福祉課
ウ. 就業促進のための協力要請	熊本県の事業を中心にパンフレット等を配布し、窓口での相談に対応した。	継続して実施します。	福祉課

③ 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や自己の予防及び早期発見・治療の推進を図るとともに、障がいのある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携を図ります。

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 発達検査や発達相談の体制整備	乳幼児健診 1歳6ヶ月児健診 3歳児健診等の実施 療育機関等との連携	乳幼児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診等を実施します。 療育機関等との連携を行います。	健康ほけん課
イ. 適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備	H30 年度実績 児童発達支援 4人 放課後等デイサービス 13人 保育園訪問支援 3人 医療型児童発達支援 0人 育成医療支出額 272,508 円	児童発達支援 7人 放課後等デイサービス 6人 保育園訪問支援 1人 医療型児童発達支援 2人 育成医療申請に応じて給付します。	健康ほけん課 福祉課
ウ. 保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れ	H30 年度実績 保育園 10 箇所 放課後児童クラブ 2 箇所	障がい児受け入れを全保育園、全学童で実施します。 保育園 全 10 箇所 放課後児童クラブ 全 7 箇所	福祉課

(8) 矢部高校の魅力化

町内唯一の県立高校である矢部高校は、本町の教育環境の重要な拠点のひとつであるが、近年、生徒数の急激な減少により、学校の存続さえも危ぶまれる状況にあります。町に高校がなくなれば、若い人の流出が加速するおそれが高まります。地域と一体となって更なる魅力ある学校づくりを進め入学者を誘引し、活性化させるために強力な支援を行って連携していきます。

具体的な事業区分	令和6年度目標	主管課
ア. 矢部高校魅力化プロジェクト	高校主導による魅力化事業へ移行し、町の高校応援窓口の一本化により、主管課を明確にし、より効率的で効果的な支援を実施します。	関係各課
イ. 経済的支援	矢部高校への入学者数増加のために保護者に対しての経済的支援を継続して実施します。	関係各課
ウ. 山都町「総合的な学習」事業	「総合的な学習」の時間を利用し、児童・生徒が山都町の文化・産業・自然・歴史などとふれあい学ぶことで、ふるさと山都町への理解と愛着を深めます。	関係各課

(9) 本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出

具体的な事業区分	令和元年度 実施状況	令和6年度 目 標	主管課
ア. 基幹産業である農 林業の振興	H30 年度実績 農業後継者就農交付金交付者 数 25 人 現地確認を実施しながら、農 地の取得及び権利移動等を行 った。 「くまもとの就農支援制度事 業」の取組みで、農業に従事 する女性や農業後継者の役 割、地位を明確にし積極的に 農業経営に参加してもらう 「家族経営協定」の新規での 締結が2世帯、再締結が4世 帯であった。	今後も増加傾向にあると思 われるため、強化して取組 んでいきます。	農林振興課 農業委員会
イ. 超高速情報通信基 盤整備事業の推進	・平成27年4月に策定した 「山都町光情報通信基盤整 備計画」に基づき、平成30 年4月に、町内全域に光回 線等の情報通信基盤の整備 を完了。 ・本町における地域情報化施 策を推進するため、平成29 年度に、基本方針となる 「山都町地域情報化計画」 を策定するとともに、平成 30年度には、具体的な取り 組みを示す「実施計画」を 策定した。	整備した情報通信基盤につ いて、より一層の普及と活 用に向け、策定した情報化 計画に基づき、活用促進を 図ります。	企画政策課
ウ. 起業（家）支援	空き店舗等の解消を図ると共 に起業による商店街等の活性 化を図った。H30 年度実績2 件2,250,000 円の補助金交 付。 固定資産税等の優遇措置は未 実施	空き店舗改修については今 後も継続して支援します。	山の都創造課 税務住民課



第 6 章 山都町公立保育所の運営のあり方

第6章 山都町公立保育所の運営のあり方

1 公立保育所の運営の基本方針

少子化の進展や女性の就業等から保育ニーズを見込み、官民が連携して今後の変化にも対応できる、持続可能な保育環境を整えるため、公立保育所については「保育の量」と「保育の質」両面においての調整機能を高めます。

2 公立保育所の役割・機能について

(1) 公立保育所に求められること

少子化の進行や雇用形態の変化、保護者の子育てに対する意識の変化等による保育ニーズの多様化・複雑化に対応していくため、官民それぞれの特性をより一層生かした機能分担を行っていく必要があります。特に公立保育所においては、私立保育所での実施が直ちには困難と思われるニーズへの対応や、町全体の保育水準を高めていく役割が求められます。

(2) 公立保育所の存在意義

地域の保育ニーズを的確に捉えた保育行政を実践していくため、その存在意義と公立保育所の目指すべき姿を次のとおり掲げ、今後の公立保育所運営と子ども・子育て支援施策の推進に努めます。

①行政機関としての役割

- ・地域の保育機能を高める取組みの中心的役割を担い、町全体の保育水準の向上
- ・国・県の方針を踏まえた保育行政を実践

②特別な配慮を必要とする子どもと保護者に対する支援

- ・専門知識、技術を有した人材育成・人材確保
- ・児童発達支援事業所の併設等により支援の拠点づくり
- ・障がい児保育、病児・病後児保育等の特別保育事業を推進

③地域・関係機関との連携

- ・行政機関としてのネットワークを活かし、児童相談所、学校等の行政機関と連携し、地域に即した子育て支援
- ・子育て支援センターとの連携による家庭における子育ての支援や、地域全体で子育てを行う意識の高揚

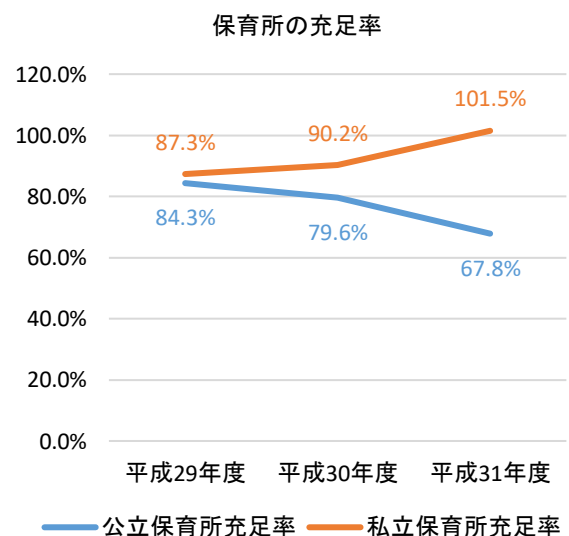
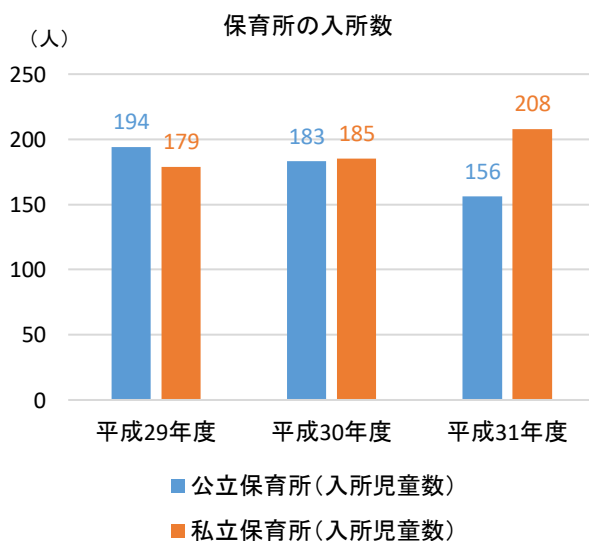
3 山都町公立保育所の現状と抱える課題

(1) 公立保育所の現状

本町の認可保育所は、平成26年時点で公立9箇所、私立4箇所の計13箇所でしたが、再編等により、令和元年時点で公立5箇所、私立5箇所の計10箇所となっています。

なお、近年において、公立保育所では全ての保育所で入所数が定員を割り込み、減少傾向が続いています。

区分	施設名	定員数	H29 入園数	H30 入園数	H31 入園数	上段：開設 下段：改築・移設
公立	馬見原保育園	45	29	28	28	昭和40年5月 平成9年3月
	二瀬本保育園	45	45	37	34	昭和37年4月 昭和59年4月
	金内保育園	45	23	21	10	昭和42年4月 平成10年3月
	大川保育園	45	44	49	41	昭和37年4月 昭和62年3月
	山都みらい保育園	45	53	48	43	平成29年4月
私立	御岳保育園	30	20	19	34	昭和32年7月 平成26年3月
	明光保育園	50	59	56	60	昭和51年4月 平成14年3月
	さくらんぼ愛園	50	54	48	49	昭和49年6月 平成25年3月
	浜町乳児保育園	50	22	36	37	昭和50年6月 平成31年3月
	菅尾保育園	25	24	26	28	昭和38年4月



(2) 公立保育所が抱える課題

① 職員の充実

3歳未満児や発達障がい等の障がいを持つ児童の入園が増えており、その対応のために今後も人材職員、臨時職員で対応する必要がありますが、保育士資格のある臨時職員の確保が難しく、保育の質を維持することが難しくなっています。

② 入園児童数の定員割れの状況

公立保育所の定員合計225人に対し、平成31年4月1日には156人というように、公立保育所5園中、全てが定員割れの状況となっています。

なお、定員に対する充足率は、公立保育所67.8%、私立保育所101.5%と、公立保育所が低く減少傾向、私立保育所は増加傾向となっています。

③ 保育環境の整備（園舎の老朽化）

公立保育所の建築経過年数は、大川保育園、二瀬本保育園で建築から30年以上経過しており、園舎の老朽化が著しい状況です。

④ 保育の質の充実

特に入園児童数が少ない保育所では混合クラス編成となっているため、年齢や発達段階に合った保育や集団保育を実施することが難しい状況にあります。

⑤ 保育サービス、子育て支援策の充実

休日保育などの保育サービスについてはまだ実施できていないので、保護者のニーズを踏まえて検討し、対応できるものから実施しなければなりません。

4 公立保育所の“適正配置”に関する方針

(1) 適正配置に関する基本方針

保育所入所児童数も第2章にも記述したとおり減少を続けており、特に公立保育所においては、定員割れの箇所も多く、公立保育所の定員設定には地域全体のバランスに十分配慮する必要があります。

「保育の量」と「保育の質」の確保には、保育規模（定員・施設配置）の適正化が求められ、恒常的に定員割れをしている公立保育所の定員見直しと、必要に応じ規模縮小に伴う集約化の検討も必要です。

今後の公立保育所については、老朽化に伴う、定期的な点検・診断結果に基づき、長寿命化対策を行うとともに、更新や集約化等の検討を行い、将来的な保育ニーズの見通しを明らかにした上で適正配置を進めます。

なお、引き続き地域内で必要とする定員数が確保できるよう、公立保育所と私立保育所等が協働して地域全体で子育てが行えるよう努めます。

(2) 適正配置に関する具体方策

①公立保育所の集約化

公立保育所の多くが老朽化しており、全てを更新することは困難な状況にあります。

老朽化した公立保育所は、今後の保育ニーズを考慮しながら、必要に応じ集約化等の検討を行います。

なお、定員の最低基準については、国の「保育所設置認可等について(平成12年3月30日・厚生労働省児童家庭局長通知)」の認可指針に基づき、保育施設の適正規模を確保しながら、公立保育所の運営の充実を図るため、「量」から「質」への転換を図ります。

②民間活力の導入による更新及び集約化

公立保育所は、国の三位一体の改革により運営費と施設整備費が一般財源化されるなど、公立保育所を取り巻く環境は大きく変化をし、全国の自治体において公立保育所のあり方が見直されています。

一方、民間保育所等は、国、地方自治体からの補助金等を活用し、保護者等のニーズに即応した多様な事業展開が図られています。

今後、さらに官民連携で保育環境やサービスの充実、町全体として効果的・効率的な保育所運営を行うためには、民間活力の導入が必要不可欠なものとなっています。

社会経済情勢や国の保育施策を見据えるとともに、私立保育所等の動向を把握しながら、必要に応じ民間活力の導入について検討を進めます。

5 公立保育所の“質の向上”に関する方針

（１）質の向上に向けた具体方策

①保育士の適正配置による保育サービスの充実

保育の質の向上に向け、国の基準に基づき保育士の充実した配置を行い、保護者が安心して預けられる環境づくりを公立保育所が率先して行うよう努めます。

公立保育所の正規保育士職員と非常勤保育士等の配置については、施設の拡大、集約化と併せて、国の定める保育士配置基準に準じて、現状に応じながら適正化を進めます。

②保育施設の充実

老朽化が進む保育所が多い中、一日の大半を園で過ごす児童に安全・安心で快適な環境を確保するために、公立保育所の適正配置に関する方針を踏まえながら、各施設の維持・修繕及び改善に努めます。

③官民の連携強化

少子化の進展や女性の就業等から保育ニーズを見込み、官民が連携して今後の変化にも対応できる、持続可能な保育環境を整えるため、公立保育所については「保育の量」から「保育の質」への転換を図りながら、調整機能を高めて行きます。

第 7 章 計画の推進と進行管理

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画内容の住民への周知

山都町を「豊かな自然豊かな感性 地域の絆で子どもの夢ふくらむまち山都町」としていくためには、私たちみんなが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

2 関係機関等との連携・協働

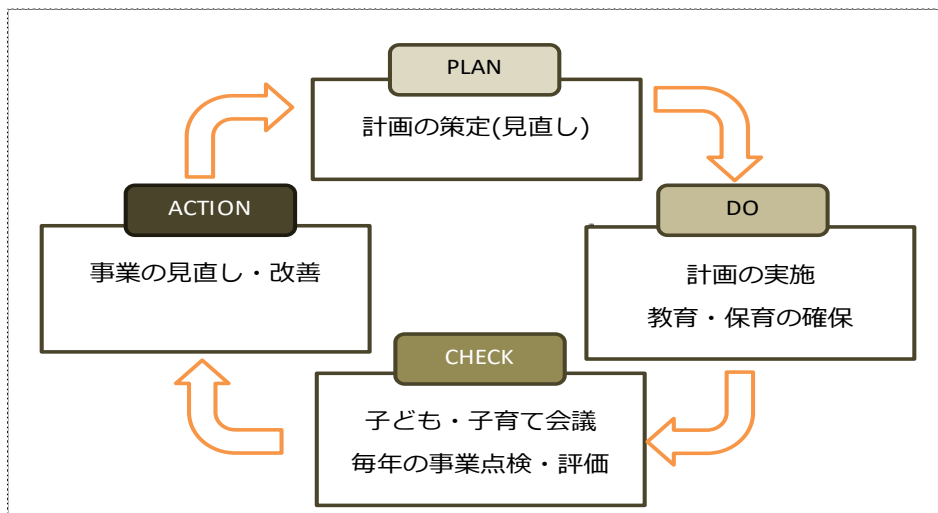
子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。

このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会や町内会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の推進管理

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「山都町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況について、山都町として、各種施策が利用者の直面している問題や目標に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施し、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、事業取組みの見直し・改善を行うこととします。



【次世代育成支援行動計画の評価手法】

各施策の重要度と満足度については、以下のように回答結果を集計する。

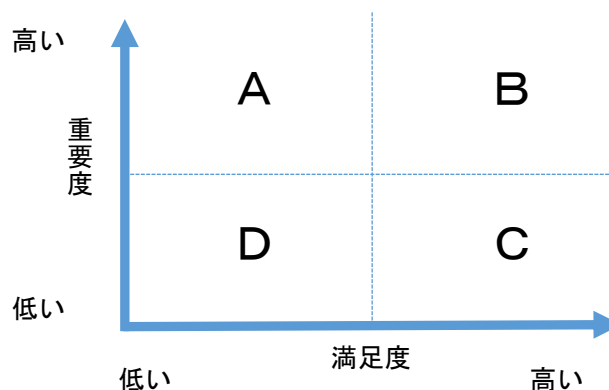
➤ 各施策に対する満足度・重要度の加点点評価

満足度・重要度調査の結果は、施策ごとに集計を行い、下記のような点数配点を持って、施策ごとの平均評価点を算出する。

点数	満足度	重要度
4点	満足	重要
3点	やや満足	やや重要
2点	やや不満	あまり重要ではない
1点	不満	重要ではない

➤ 満足度と今後の重要度の相関図による分析

「満足度」と「重要度」の評価点を用い、縦軸に重要度、横軸に満足度をとった相関図では、満足度と重要度をマトリックス上に示すことで、各分野の位置づけを以下のように整理することができる。



満足度と重要度の各々の平均を示す点から左上（A）、右上（B）、右下（C）、左下（D）の4方向に進むにしたい、以下のような傾向を示している。

A. 重要度が高く満足度が低い（重点改善領域）

今後の少子化対策における重要度が高いが、満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め満足度を高める必要のある領域。

B. 重要度、満足度ともに高い（ニーズ充足領域）

今後の少子化対策における重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域。

C. 重要度が低く満足度が高い（現状維持領域）

今後の少子化対策における重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持しているか、あるいは施策のあり方を含めて見直すべき必要のある領域。

D. 重要度、満足度ともに低い（選択的課題領域）

今後の少子化対策における重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策のあり方や進め方そのものをあらためて見直す必要のある領域。

【次世代育成支援行動計画の評価項目】

	重要度	満足度
(1) 地域における子育ての支援		
①地域における子育て支援サービスの充実		
②保育サービスの充実		
③子育て支援ネットワークづくり		
④子どもの健全育成		
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進		
①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策と医療体制の充実		
②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		
③子どもの健やかな成長を見守る地域づくり		
④「食育」の推進		
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		
①次代の親の育成		
②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
③家庭や地域の教育力の向上		
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
(4) 子育てを支援する生活環境の整備		
①良質な住宅の確保		
②良好な居住環境の確保		
③安全な道路交通環境の整備		
④安心して外出できる環境の整備		
(5) 仕事と生活の調和		
①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し		
②仕事と子育ての両立のための活動の推進		
③結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進		
(6) 子ども等の安全の確保		
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進		
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
③被害に遭った子どもの保護の推進		
(7) 要保護児童への対応などキメ細かな取組の推進		
①児童虐待防止対策の充実		
②母子家庭等の自立支援の推進		
③障がい児施策の充実		
(8) 矢部高校の魅力化		
(9) 本町において若い世代が安心して就職できる仕事場の創出		

【事業点検シート】

具体的な事業	令和6年度目標	取組実施状況	今後の取組内容	主管課



第 8 章 資料編

1 子ども・子育て会議条例

山都町子ども・子育て会議条例

平成26年3月18日

条例第5号

改正 平成29年12月14日条例第33号

(設置)

第1条 山都町に居住する子ども及びその保護者の総合的な支援を行うために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、山都町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月14日条例第33号）抄

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員名簿

子ども・子育て会議委員名簿

	役 職	氏 名	町条例 第2条 第2項	備 考
1	学識経験者	濱崎 幸夫	1号	尚絅大学名誉教授
2	小中学校長会代表	松永 陽一	1号	清和小学校長
3	社協、へき地保育所代表	高野 隆也	2号	社会福祉協議会事務局長
4	公立保育園代表	後藤 秀美	2号	公立保育園長（二瀬本保育園）
5	私立保育園代表	後藤 峰晴	2号	浜町乳児保育園長
6	子育て支援施設代表	村山 晶子	2号	子育て支援センター
7	放課後児童クラブ代表	橋本 亮子	2号	放課後児童クラブそよかぜ 会指導員
8	小・中学校保護者代表	豊田 亜矢子	3号	PTA 前母親部長
9	保育園保護者代表	深瀬 明日香	3号	公立保育園（二瀬本保育園）
10	保育園保護者代表	真野 唯	3号	私立保育園（御岳保育園）
11	民生児童委員	渡邊 加代子	3号	主任児童委員
12	教育委員代表	栗屋 美加	3号	教育委員

庁内職員及び事務局名簿

役 職	氏 名	備 考
教育委員会 学校教育課	鈴木 保幸	学校教育係長
教育委員会 生涯学習課	飯星 俊文	生涯学習係長
健康ほけん課	兼田 知美	健康づくり係 保健師
福祉課	高橋 季良	福祉課 課長
福祉課	興梠 幸司	福祉課 福祉係長
福祉課	品田 祥	福祉課 福祉係 主査

3 用語解説

数 字

1号認定子ども	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定子ども	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定子ども	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

あ 行

一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
延長保育	通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで行う保育をいう。

か 行

家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
教育・保育施設	認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所をいう。
子育て支援事業	児童の健全な育成のために市町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。
子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、仕事などの理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業（ショートステイ）と保護者の残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養育する事業（トワイライトステイ）。
子ども・子育て支援新制度	2012（平成24）年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・

	子育て支援の質・量の拡充を図る。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005（平成17）年には1.26となり、過去最低を記録した。2017（平成29）年は1.43となったが少子化傾向は続いている。

さ 行

施設型給付	教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付をいう。
出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合をいう。
少子化	全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。
次世代育成支援対策地域行動計画	次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。
児童	児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。
児童虐待	親が自分の子どもに対し、自分の思いどおりにならない時などに折檻すること。極端な場合は食事を与えなかったり、過度の体罰を与えたりするなどして、死に至らしめることもある。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。
児童相談所	各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合が

	ある。虐待、育児、健康、障害、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童に支給される。
児童福祉法	次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が良好な環境に生まれ心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。
児童扶養手当	父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

た 行

地域型保育給付	少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つをいう。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。
夜間養護等（トワイライトステイ）事業	保護者が齟齬とその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

な 行

乳児	児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可外保育施設	乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けているもの。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

は 行

病児・病後児保育	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応や病気の児童の自宅に訪問する事業。①小学校3年生までの児童で病気の「回復期に至らない場合」で症状の急変が認められない場合に保育する病児対応型、②小学校3年生までの児童で病気の「回復期」で集団保育が困難な期間において保育する病後児対応型、③保育中の児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応する体調不良児対応型、④小学校3年生までの児童で、病気の「回復期に至らない場合」または「回復期」で集団保育が困難な期間において児童の自宅で保育する非施設型（訪問型）の4類型により実施される。
----------	--

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。保育所や幼稚園への送迎や、保護者の病気や急用などの場合における一時預かり等がある。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

や 行

養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼稚園	満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子どもの保護者は認定を受ける必要はない。）。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

ら 行

利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。



第2期山都町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 山 都 町（福祉課）
〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地
TEL 0967-72-1111
